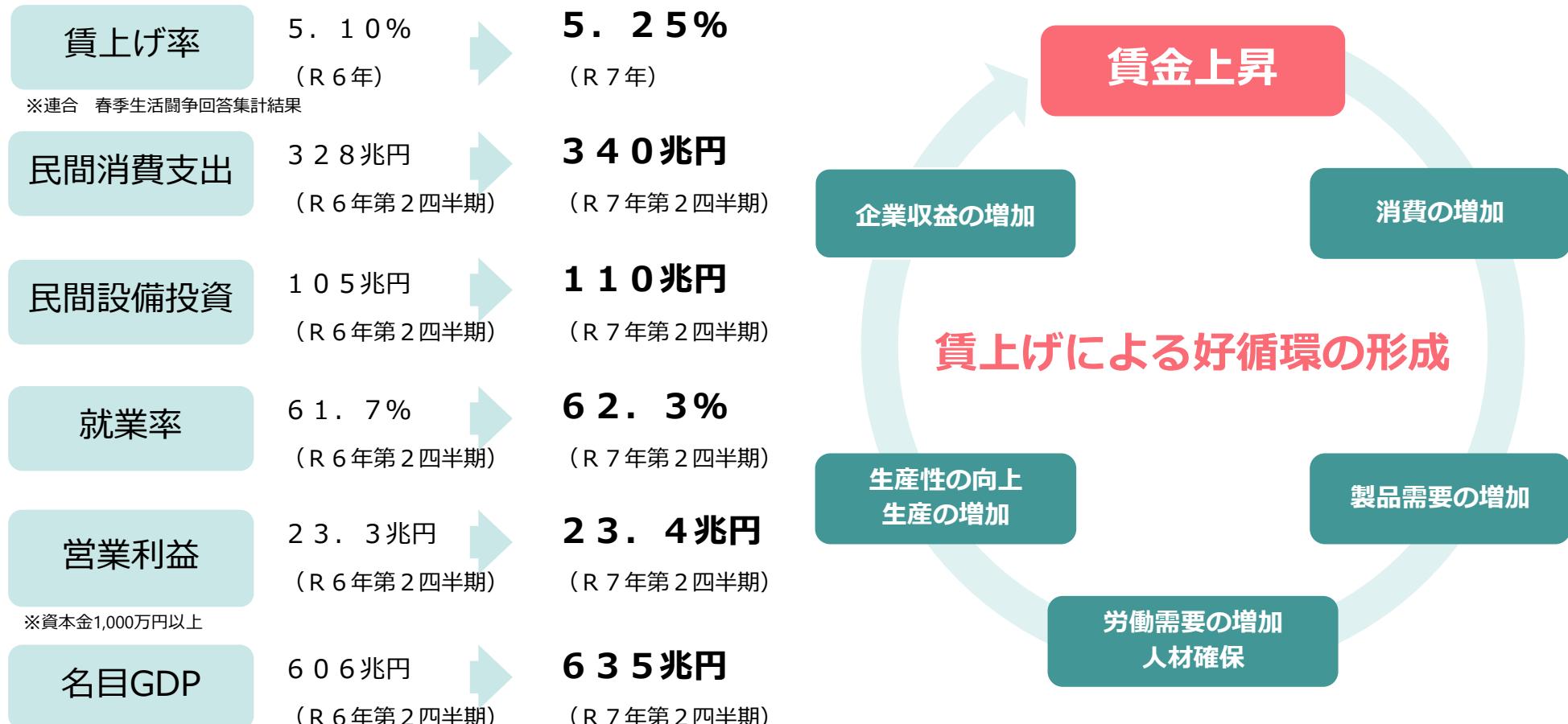


# 山形県地方版政労使会議 山形労働局配布資料 1

令和 8 年 2 月 2 日（月）

# 賃上げによる好循環

- 賃上げは、家計の所得増加による消費の拡大を通じて、企業収益を増加させるとともに、必要な人材を適切に確保し、企業の生産性を向上させ、更なる賃上げや持続的な成長を生むという好循環をもたらす。



## 賃上げ環境の整備

内閣官房

内閣府

農林水産省

厚生労働省

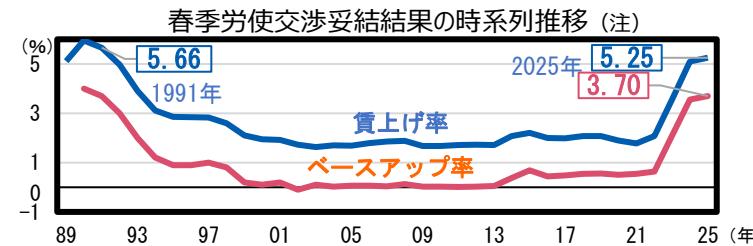
公正取引委員会

経済産業省

- 物価上昇を上回る賃上げを全国に広げ、家計の実質所得を確保
- 価格転嫁の徹底、省力化投資促進、重点支援地方交付金等により、企業の継続的・安定的な賃上げの環境整備

### 現状

- 春季労使交渉は、賃上げ率が2年連続で5%台で、約30年ぶりの高水準



### 主な取組

#### 賃上げに向けた中小企業等の稼ぐ力の強化

- 生産性向上のための設備投資・省力化投資等の強化
- 「100億企業」の創出支援
- 「省力化投資促進プラン」の推進
- 事業承継・M&Aの支援強化
- 予兆管理や再生支援の強化

#### 医療・介護等支援パッケージ

- 令和8年度報酬改定の効果を前倒しし、医療・介護・障害福祉分野の現場で働く幅広い職種の方々の賃上げを支援
- ICT機器等の導入等による生産性向上・職場環境改善の取組を支援

#### 価格転嫁・取引適正化の推進

- 取直法・振興法の厳正な執行
- 「労務費転嫁指針」の改正
- 官公需における物価上昇を踏まえた単価の見直し

#### プッシュ型の伴走支援の強化

- 積極的な働きかけによる気づきの提供と相談体制の強化
- 生産性向上支援センター設置や自治体による支援モデル創出

#### 重点支援地方交付金

- 賃上げ促進税制を活用できない中小企業・小規模事業者を支援
- 農林水産業等も支援

#### 業務改善助成金

- 最低賃金引上げに対応する中小企業等が賃上げと設備投資等をする場合、最大600万円を支援

## 賃上げの継続・定着に向けてあらゆる施策を総動員

注：連合「春季生活闘争回答集計結果」より作成。2015年までのベア率は、連合による調査結果が得られないため、厚労省「賃金事情等総合調査」による。

関連する  
法令・予算

・重点支援地方交付金（予算/内閣府）、業務改善助成金（予算/厚生労働省）  
・様々な事業環境変化に対応するための成長ステージに応じた中小企業の成長投資・生産性向上投資・省力化投資等に対する強力な支援（仮称）（予算/経済産業省）等

# 賃金引上げに向けた厚生労働省の支援施策（「賃上げ」支援助成金パッケージ）

事業主の皆さんへ

## 賃金引上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

### 業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業等に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

NEWS 令和7年9月から制度を拡充！

- 対象事業所を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金額未満まで」に拡充
- 最低賃金改定日の前日までに賃金引上げを実施していれば、賃金引上げ計画の事前提出は不要

#### 活用のポイント 賃上げ + 設備投資

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

### キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引上げを実施した場合、6.5万円が支給されます。

#### 活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額（1人当たり）
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業・大企業どちらも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

### 働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

#### 活用のポイント 労働時間削減等の取組

コース区分	助成上限額
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～6～200万円 360万円 (※2)
勤務間インターバル導入コース	50～120万円

- 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- 中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

### 人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合  
※2 5%以上の賃上げ又は資格等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

#### 職業訓練+経費助成等 (訓練終了後の賃上げ等加算)

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円～1000円
②経費助成率	訓練経費の4.5%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円～36万円
③OJT実施助成額	1人コースあたり 12万円～25万円

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります)。

### 人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために雇用管理制度改善につながる制度等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や雇用環境の整備(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

#### 雇用管理改善の取り組み (賃上げ加算)

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度	50万円
②諸手当等制度	(40万円)
③人事評価制度	
④職場活性化制度	25万円
⑤健康づくり制度	(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% (50%)

(※1)括弧内の金額は、賃上げを行った場合会社の助成額又は助成率。

(※2)①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

### より高い待遇への労働移動等への支援

#### 特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

- ハローワーク等を通じ、高齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円～240万円)
- これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇い入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

#### 早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース・中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース:事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース:中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

#### 産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,870円／1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

#### 支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku.html>  
「賃上げ」支援助成金パッケージ  
[nitsuite.bunya/package.00007.html](https://nitsuite.bunya/package.00007.html)



(R 7. 10)

# 全世代型リ・スキリングを促進する国民運動の実施

令和8年度予定額 85百万円 (一) ※当該額はキャリア形成・リ・スキリング事業の内数

## 「国民運動」としての取組方針

- グローバル社会の進展や労働供給制約が進行するなか、労働生産性の向上、生涯を通じたキャリア形成や労働移動の円滑化を図るために、労使、大学等の教育機関、業界団体等において、リ・スキリングの重要性や必要性の認知・理解を促進し、様々なレベルでの取組や国民の中での更なる機運醸成を図る。
- 有識者や賛同企業等にもご協力をいただきながら、経済産業省、文部科学省など関係省庁との連携強化や関連施策の情報発信を行う。
- 技能五輪国際大会（2028年）までの3年間を集中実施期間とし、令和8年度から、労使、大学等の教育機関をはじめ、幅広いターゲットに向けて情報発信を行う想定。ものづくり・DX分野などにも焦点を当てながら、関係機関と連携し、リ・スキリングに関する情報及びプログラムへのアクセス向上や技能尊重の機運醸成を図る。

## 主な取組事項(案)

- 有識者会議の設置・機運醸成に向けた参加型シンポジウム等の開催
    - 国民運動の基本的な方向性や効果的な発信手法を検討。
    - リ・スキリング国民運動の熱量を高めるシンポジウムを開催。
  - 経産省・文科省など他省庁の政策資源の活用・連携 等
    - 他省庁のリ・スキリングに関する施策・政策資源とも連携及び活用していくことで、より効果的にリ・スキリングの機運醸成を図る。
  - 広報ツールの新規制作、SNS・ウェブ等を通じた情報発信
    - 機運醸成の情報拠点として、特設サイトを開設。
    - 企業における好事例の収集・公表。
    - SNS・ウェブ・既存イベント・関係機関を通じた周知広報。
  - キャンペーンロゴ・名称の設定
    - 国民運動の周知・広報を推進するキャッチコピー・ロゴを決定。
- ※ 本施策を推進していくためには、厚生労働省・都道府県労働局を始めとする関係省庁と各地域の労使が連携して、地域に根差した取組を進めていくことが重要。各地域の先進的な取組のご紹介やその情報発信にも取り組み、リ・スキリングの機運醸成につなげていくことを予定。

## 参考資料

---

- 政府・厚生労働省の賃上げに向けた取組について
- 賃上げ調査・分析等について
- ハラスメント対策の強化（令和7年労働施策総合推進法等一部改正法概要）
- 地域働き方・職場改革、アンコンシャス・バイアスの解消

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 省力化投資促進プラン

- 2025年6月、人手不足が深刻と考えられる12業種（飲食業、宿泊業、小売業、生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）、その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業））、製造業、運輸業、建設業、医療、介護・福祉、保育、農林水産業）について、業種毎に、生産性向上目標、周知・広報、優良事例の情報提供・横展開、サポート体制の整備などを内容とする「省力化投資促進プラン」を策定。  
⇒これらのプランについては、[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/index.html)で公表中。
- 2025年12月には、これらに、新たに、警備業が追加された（※次ページ参照）。
- プランの実行に当たっては、全国2,200か所の商工会・商工会議所や中小企業団体中央会、全国500の地域金融機関によるデジタル支援ツールも活用した全国規模でのサポート体制構築、希望する中小企業等に対する専門家等派遣、よろず支援拠点「生産性向上支援センター」の設置を予定。

## 経済財政運営と改革の基本方針2025（2025年6月13日閣議決定）（抜粋）

### 第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

#### 1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着～賃上げ支援の政策総動員～

##### （1）中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の実行

生産性向上については、飲食業、宿泊業、小売業等の12業種で策定した「省力化投資促進プラン」に基づく官民での取組の目標を達成するため、2029年度までの集中的な取組として、デジタル支援ツールを活用したサポート、全国的な伴走型支援、複数年にわたる生産性向上支援を通じて、2029年度までの5年間でおおむね60兆円の生産性向上投資を官民で実現する。

## 「強い経済」を実現する総合経済対策（2025年11月21日閣議決定）（抜粋）

### （持続的・構造的賃上げに向けた生産性向上等の支援）

人手不足感の強い12業種（※）を中心に、省力化投資を促進するため、「省力化投資促進プラン」に基づき、支援策の充実を図りつつ、プラン及び施策の周知広報、優良事例の横展開、サポート体制の整備等の取組を進める。

（※）飲食業、宿泊業、小売業、生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）、その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）、製造業、運輸業、建設業、医療、介護・福祉、保育、農林水産業の12業種。これらに、新たに、警備業を追加する予定。

# 警備業・省力化投資促進プランの概要

## 実態把握の深堀

- 警備業は、過酷な労働環境・低賃金のため、人手不足が深刻化している（2025年9月の有効求人倍率：警備業6.70倍/全職業1.10倍）。
- 警備員は、離職率が高く、高齢化が進んでいる（2024年における65歳以上の労働者の割合：警備業34.3%/全職業13.6%）。
- 警備業務は危険と隣り合わせであり、毎年、多くの警備員が不慮の事故により殉職している（令和6年には28名が殉職）。
- 警備業は労働集約型であり、省力化とともに労働災害防止に資する自動化・機械化・システム導入の推進が必要である。

## 多面的な促進策

- 警備ロボットやバーチャル警備システム、警備ドローン等を活用した施設警備業務の省力化、交通誘導システム等を活用した交通誘導警備業務の省力化。
- 警備員の労務管理、配置シフト管理、上番・下番報告管理、給与の計算や債権債務業務等をシステム化することで、事務処理や管制員等の業務を省力化。
- その他、各種申請手続きのオンライン化。

## サポート体制の整備・周知広報

- 業界団体による事業者向けセミナー等での優良事例の横展開により省力化施策を推進。
- 各省庁の施策情報を警察庁が集約し、業界団体等の情報発信を経由して各事業者に浸透させる。
- 生産性向上支援センターにおける伴走支援を活用。

## 目標、KPI、スケジュール

- 目標：警備業の労働生産性を**2029年度までに25%向上**（2024年度比）することを目指す。
- KPI：2029年度までに**警察行政手続オンライン化システムの利用率25%**を目指す（2025年12月から運用開始）。  
2029年度までに**法定教育にeラーニングを導入している事業者数約1,000業者**を目指す（2025年11月末時点の導入事業者数約313事業者）。  
省力化支援施策に関する**セミナー（説明会）を年4回（累計16回）**開催し、DX化を推進する。

※プラン全文については、<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/keibigyou/index.html>に掲載中。

- 物価高が継続する中、地方公共団体が地域の実情に応じた生活者・事業者の支援を行えるよう、**重点支援地方交付金の更なる追加**を行う
- **食料品の物価高騰に対する特別加算**を措置するとともに、**中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備支援**のメニューを追加するなど、国が推奨事業を提示

## 重点支援地方交付金

### 生活者支援

- ①**食料品の物価高騰に対する特別加算**  
例) プレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるお米券、現物給付
- ②**物価高騰に伴う低所得者世帯支援・高齢者世帯支援**  
例) LPガス使用世帯への給付等の支援
- ③**物価高騰に伴う子育て世帯支援**  
例) 小中学校等における学校給食費の支援
- ④**消費下支え等を通じた生活者支援**  
例) 水道料金の減免
- ⑤**省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援**  
例) 省エネ性能の高いエアコン・給湯器への買い換え支援



### 事業者支援

- ①**中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備**  
例) 経営指導員による伴走支援  
・生産性向上に向けた補助  
・公共調達における価格転嫁の円滑化
- ②**医療・介護・保育施設、学校施設等に対する物価高騰対策支援**  
例) エネルギー・食料品価格の高騰分の支援
- ③**農林水産業における物価高騰対策支援**  
例) 飼料高騰の影響受ける酪農経営の負担軽減の支援  
・農業水利施設の電気料金高騰に対する支援
- ④**中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援**  
例) 特別高圧やLPガスの価格高騰分を支援  
・中小企業の省エネの取組支援
- ⑤**地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援**  
例) 地域に不可欠な交通手段の確保  
・地域観光事業者の物価高騰に対する影響緩和



地方公共団体発注の公共調達における労務費を含めた価格転嫁の円滑化にも対応

# 厚生労働省の賃上げに向けた主な支援施策の実績（令和6年度）

## 全国

名称	応募・申請数（件）	実績（件）	執行額（億円）
業務改善助成金	21,783	17,616	233.5
キャリアアップ助成金	97,292	72,826	535.5
人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース） ※ 令和7年度から受付を再開していることから令和6年度実績はなし	—	—	—
人材開発支援助成金 ※ 人材育成支援コース、教育訓練休暇等付与コース、人への投資促進コース、事業展開等リスクリング支援コース	82,268	50,487	315.5
働き方改革推進支援助成金	5,425	4,283	67.9

## 山形県

名称	応募・申請数（件）	実績（件）	執行額（千円）
業務改善助成金	201	217	291,560
キャリアアップ助成金	481	409	253,276
人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース） ※ 令和7年度から受付を再開していることから令和6年度実績はなし	—	—	—
人材開発支援助成金 ※ 人材育成支援コース、教育訓練休暇等付与コース、人への投資促進コース、事業展開等リスクリング支援コース	426	423	118,500
働き方改革推進支援助成金	70	63	139,779

## 参考資料

---

- 政府・厚生労働省の賃上げに向けた取組について
- 賃上げ調査・分析等について
- ハラスメント対策の強化（令和7年労働施策総合推進法等一部改正法概要）
- 地域働き方・職場改革、アンコンシャス・バイアスの解消

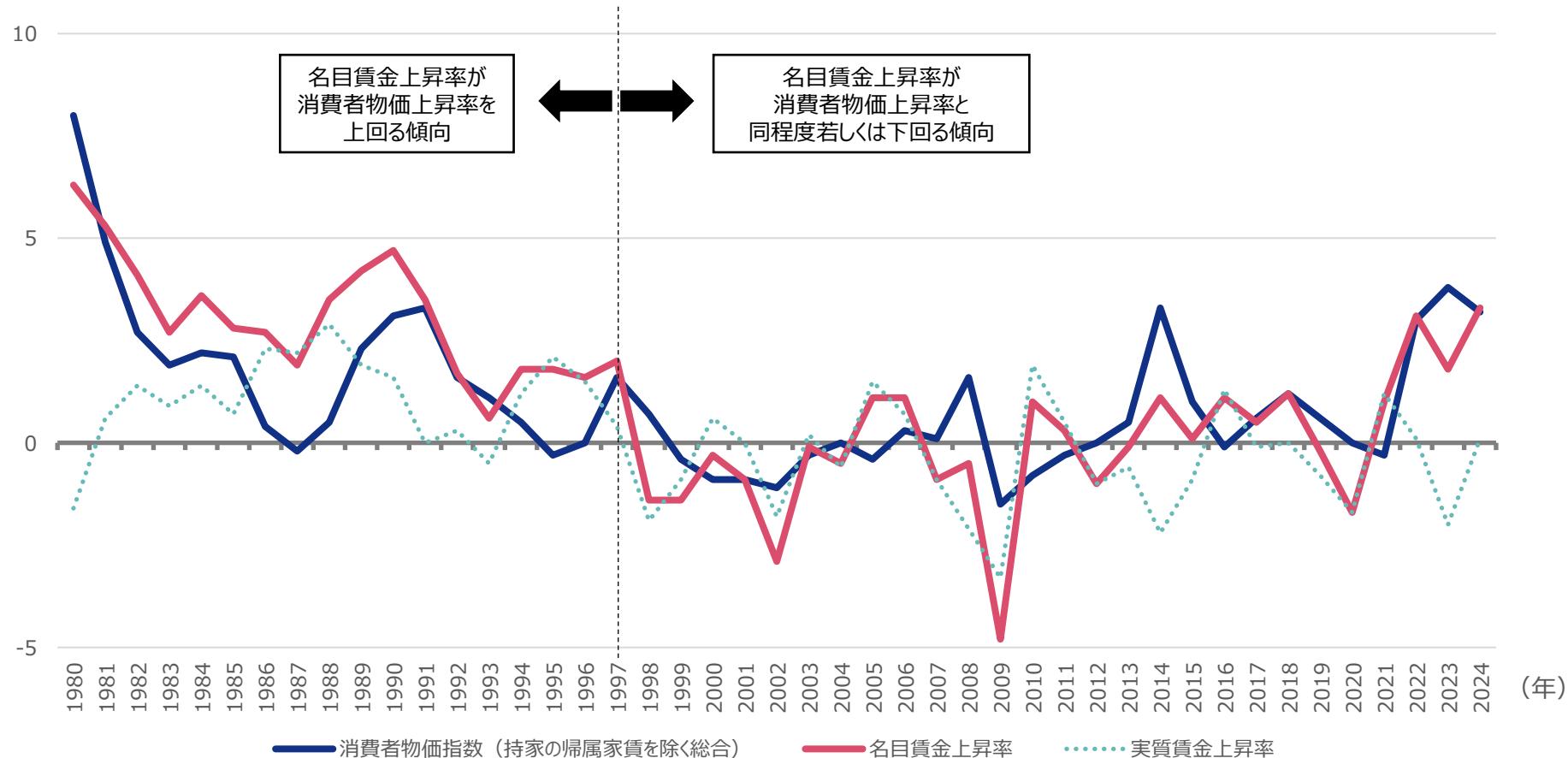
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## 物価上昇率、名目賃金上昇率、実質賃金上昇率の推移

- 1997年以前は名目賃金上昇率が物価上昇率を上回っていたが、以降は同程度もしくは下回っている傾向。
  - 物価上昇率は、2022年以降はそれ以前より高い傾向にあり、3%台で推移。
  - 名目賃金上昇率は、2021年以降プラスで推移。

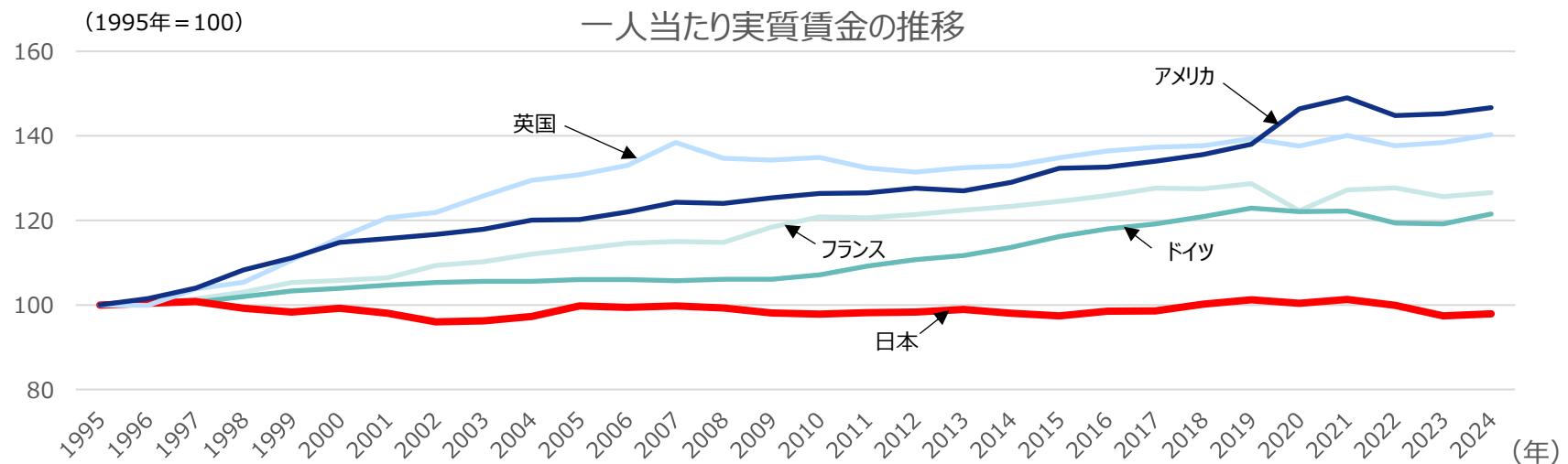
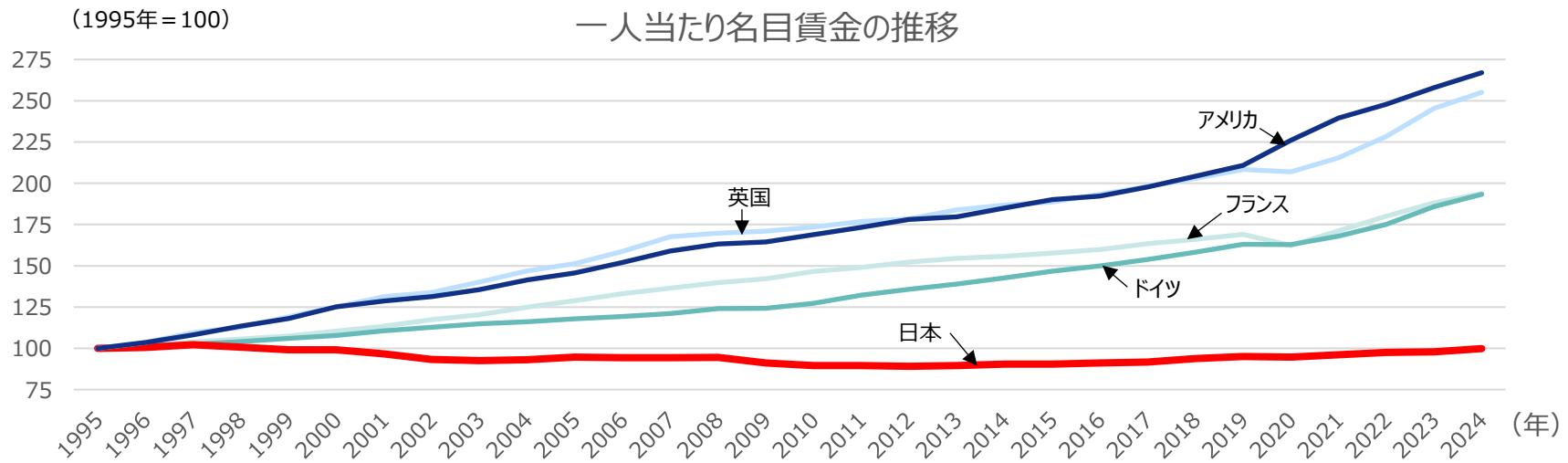


(資料出所) 総務省「消費者物価指数」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 毎月勤労統計調査は30人以上事業所、調査産業計、就業形態計が対象(毎月勤労統計調査で一般的に報道されるのは5人以上事業所が対象)

# 一人当たり名目賃金・実質賃金の推移

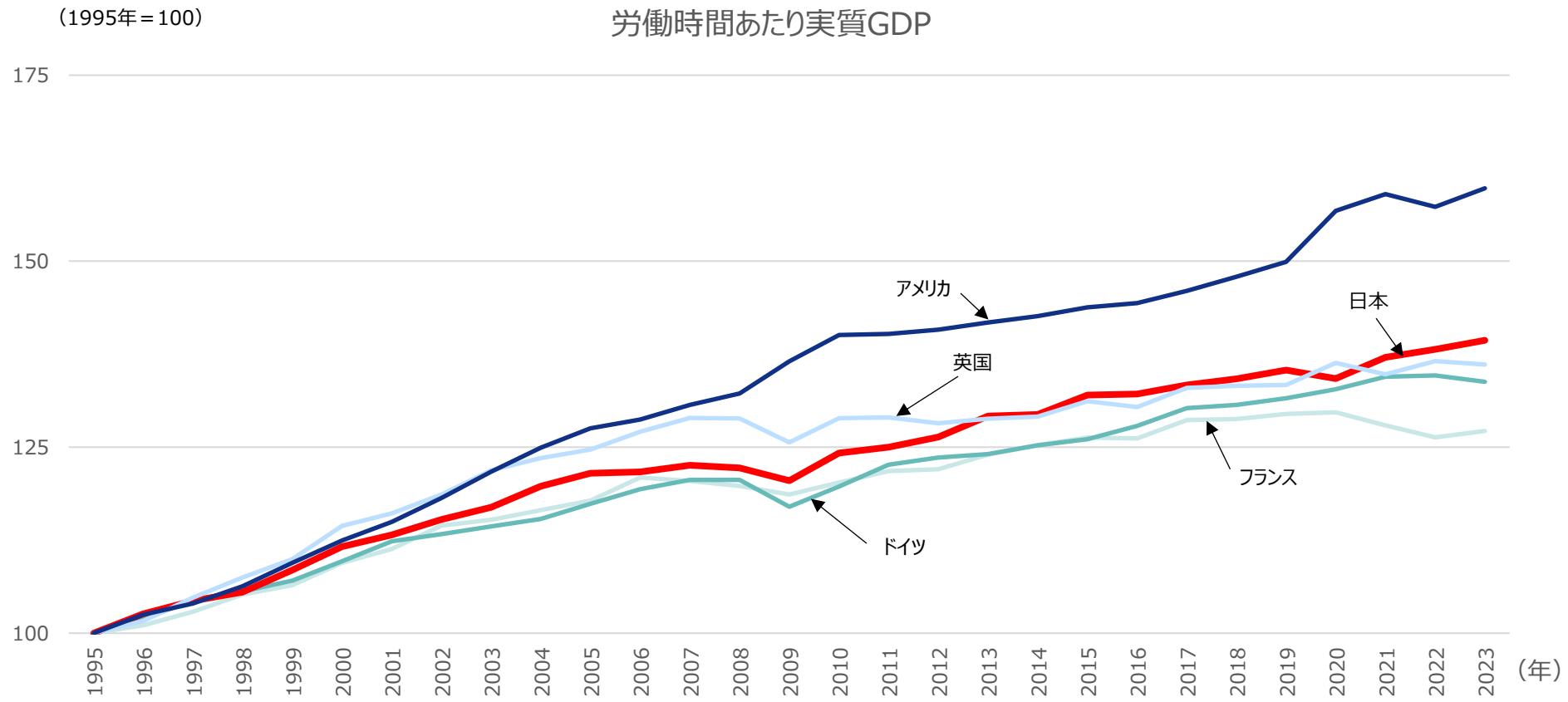
□ 過去30年間にわたり、我が国の人一人当たり賃金はおおむね横ばい。



(資料出所) OECD「Average annual wages」により作成。

# 労働時間当たり実質GDP

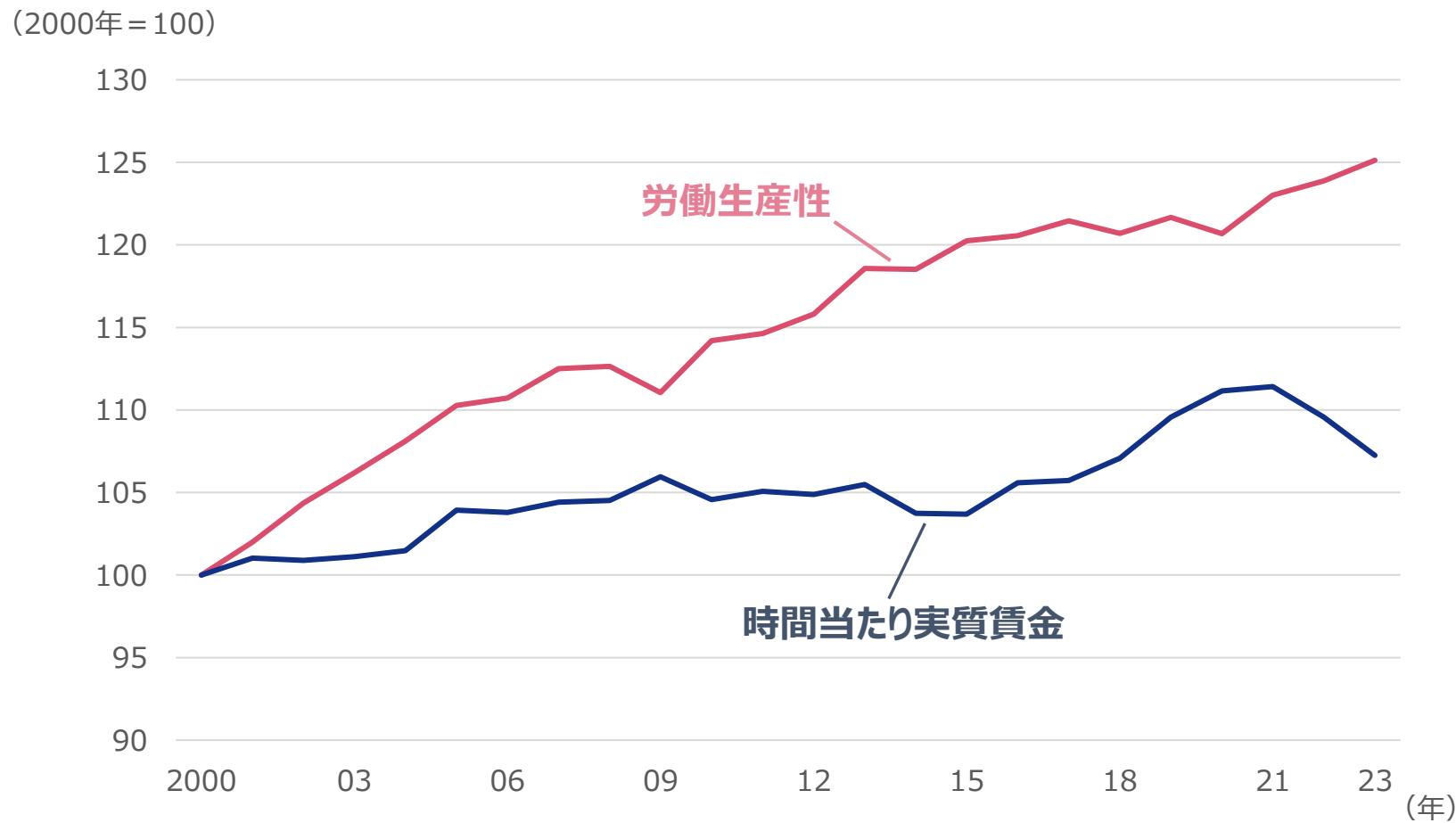
□ 労働時間当たり実質GDPは主要先進国と遜色ない伸び。



(資料出所) OECD「GDP per hour worked」により作成。

# 実質労働生産性と時間当たり実質賃金の推移

□ 時間当たり実質賃金は、労働生産性ほどは上昇していない。



(資料出所) 内閣府「国民経済計算」、総務省「労働力調査（基本集計）」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。

(注) 労働生産性、時間当たり実質賃金はいずれもマンアワーベース

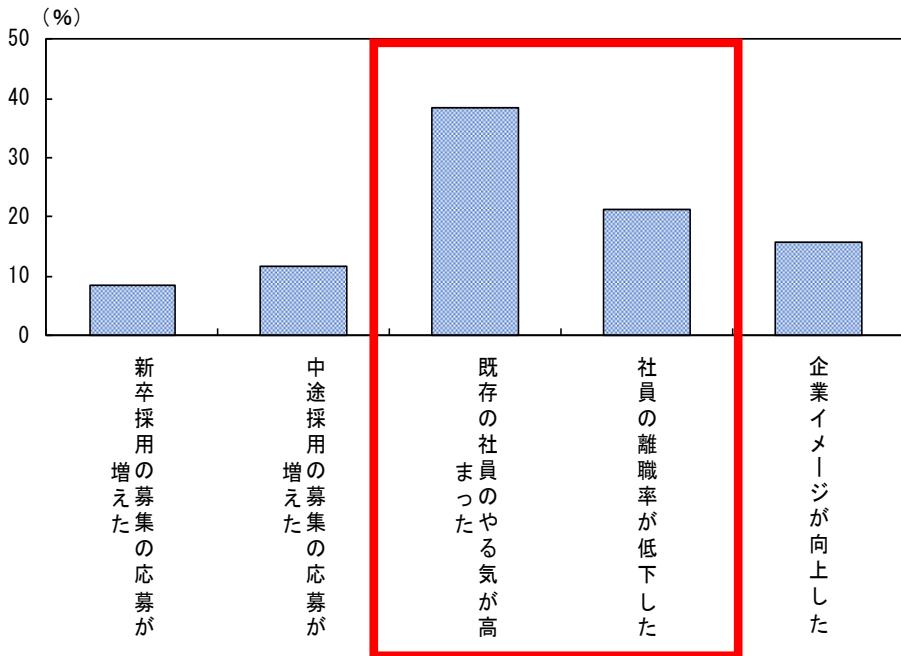
労働生産性は、国民経済計算の実質GDPを労働力調査の就業者数と毎月勤労統計統計の労働時間数（5人以上事業所、常用労働者計）で除したものについて、2000年を100としたもの  
時間当たり実質賃金は、国民経済計算の実質雇用者報酬を労働力調査の雇用者数と毎月勤労統計の労働時間数（5人以上事業所、常用労働者計）で除したものについて、2000年を100としたもの

# 賃上げの効果①（社員の離職率や採用に与える影響）

- 賃上げは、個別企業にとっては、既存の社員の離職率低下や、社員のやる気を向上させる効果が見られる。
- 企業の求人時に、高い求人賃金やボーナスあり等の条件を付けることは、求職者の応募を促す効果があり、人手不足下における人材確保にも資する可能性がある。

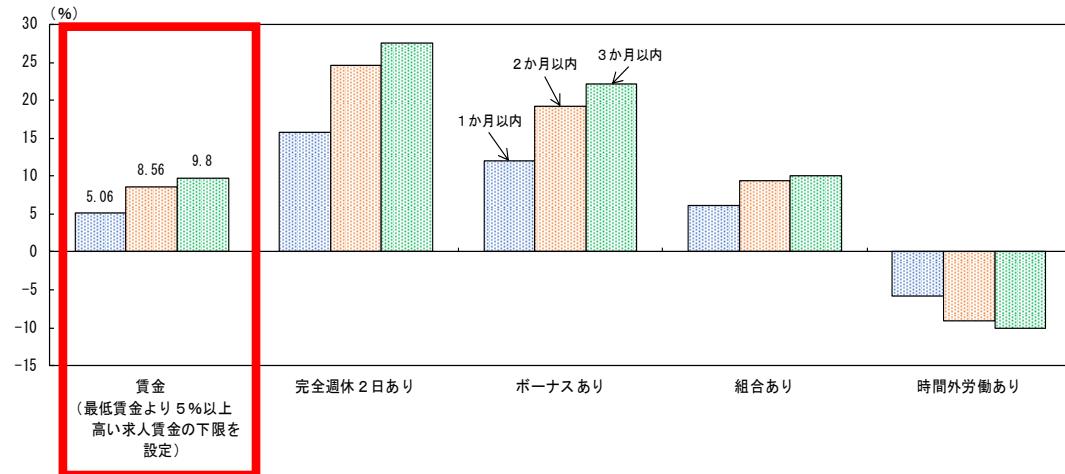
図表  
01

## 賃上げで企業が実感する効果



図表  
02

## 求人条件による被紹介企業への応募增加効果



※図は、ハローワークにおいてフルタイム労働者の求人賃金の下限を最低賃金より5%以上高い水準で提示すると、募集人数一人当たり、3ヶ月以内のハローワークの応募（被紹介件数）が約10%増加することを意味する

## 賃上げの効果②（消費や生産に与える影響）

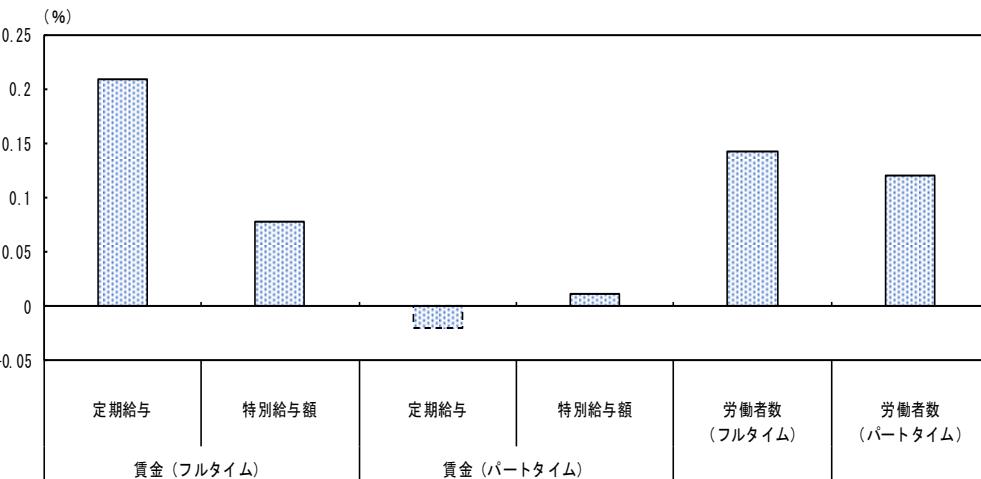
- フルタイム労働者の定期・特別給与が1%増加すると、各々0.2%、0.1%消費を増加させる効果がある。
- 全労働者の賃金が1%増加すると、生産額が約2.2兆円増加すると見込まれる。

図表

03

### 消費への効果

賃金等の要素が1%増加した場合に見込まれる消費の増加率

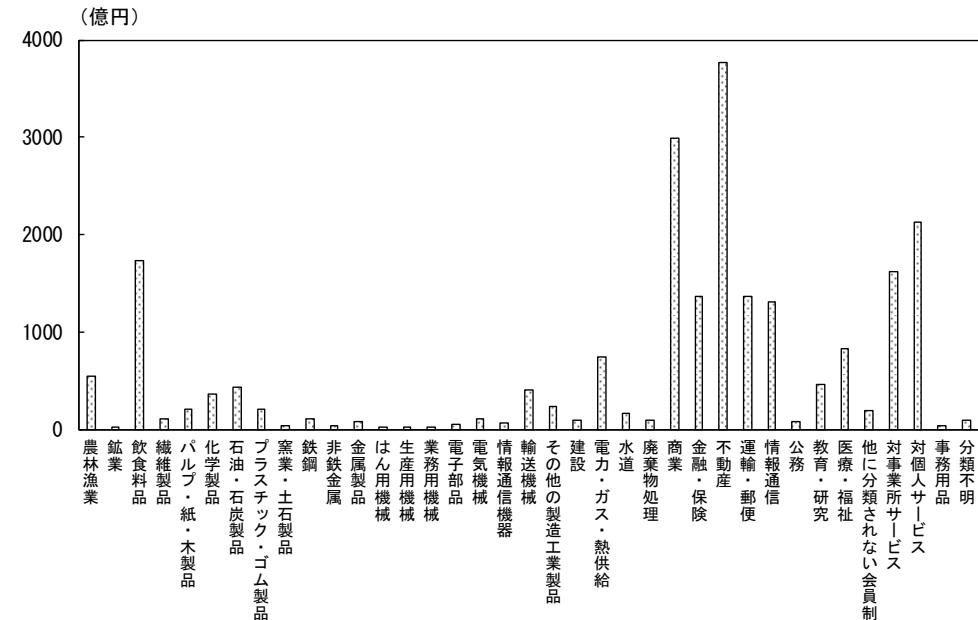


図表

04

### 生産への効果

賃金・俸給額が1%増加した場合に見込まれる生産額



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、内閣府「県民経済計算（平成12年基準（1993SNA）、平成17年基準（1993SNA）、平成23年基準（2008SNA）、平成27年基準（2008SNA）」、総務省統計局「人口推計」、総務省統計局「国勢調査」、総務省統計局「労働力調査」

資料出所：総務省「産業連関表」「家計調査」、内閣府「国民経済計算」

# 賃上げの状況

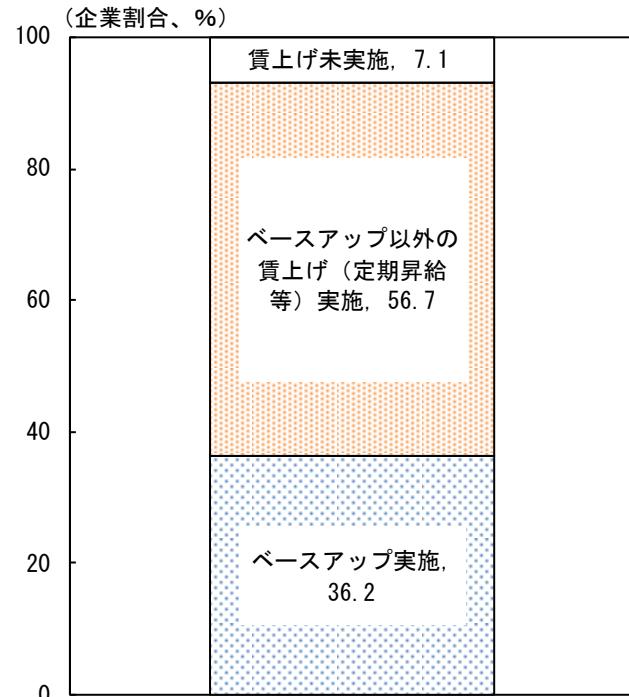
- 2022年においては、9割超の企業で何らかの賃上げを実施（ただし、ベースアップ実施は約4割）。
- 全体として賃上げの動きは継続しているが、中小企業は大企業と比べると賃上げの動きが弱い。

図表

05

## 賃上げ実施状況

### 賃上げの方法等（2022年）

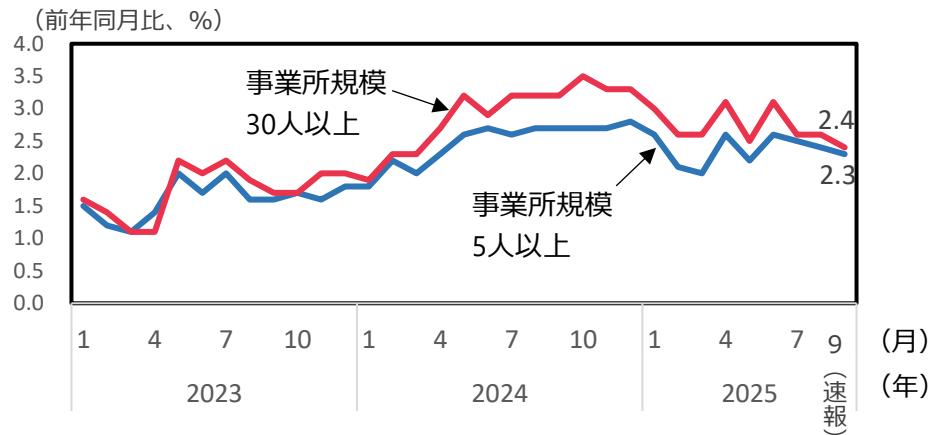


資料出所：厚生労働省「令和5年版 労働経済白書」より引用。

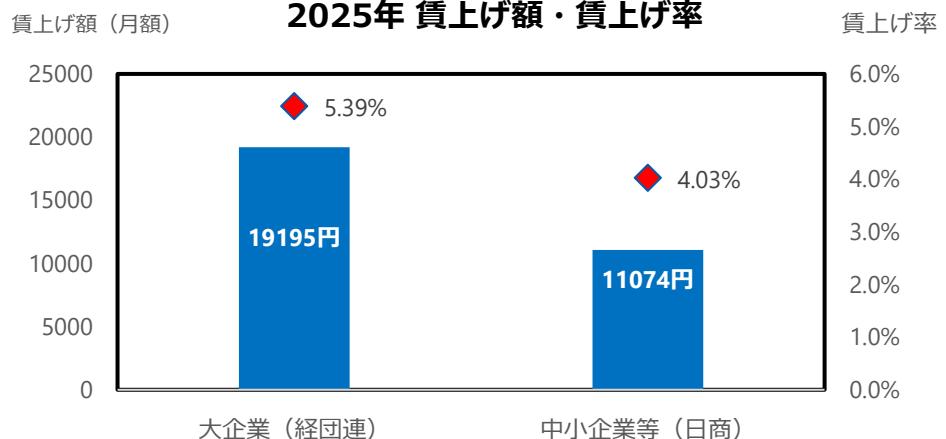
(独)労働政策研究・研修機構「企業の賃金決定に係る調査」（2022年）の個票を厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計

(注)2022年に実施した賃上げについて企業に尋ね（「定期昇給」「ベースアップ」「賞与（一時金）の増額」「諸手当の改定」「新卒者の初任給の増額」「再雇用者の賃金の増額」「非正規雇用者・パート労働者の昇級」「その他」「いずれの賃上げも実施していない」から複数選択可。）、実施企業割合を集計。

## 一般労働者の所定内給与の推移



## 2025年 賃上げ額・賃上げ率



資料出所：上図は厚生労働省「毎月勤労統計調査」。下図は日本経済団体連合会「2025年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」、日本商工会議所「中小企業の賃金改定に関する調査」。回答社数は大企業（経団連調査）が139社、中小企業等（日商調査）が2,389社。

# 令和7年 賃金引上げ等の実態に関する調査（R7.10.14）

## 調査結果の概要

### 1 賃金の改定状況

#### (1) 賃金の改定の実施状況別企業割合

「1人平均賃金(注)を引き上げた・引き上げる」企業割合 **91.5%** (前年91.2%)

#### (2) 1人平均賃金の改定額 (予定を含む。) 13,601円 (前年 11,961円)

改定率 (予定を含む。) 4.4% (同 4.1%)

「労働組合あり」の1人平均賃金の改定額 (予定を含む。) **15,229円** (前年13,668円)

改定率 (予定を含む。) **4.8%** (同 4.5%)

「労働組合なし」の1人平均賃金の改定額 (予定を含む。) **11,980円** (前年 10,170円)

改定率 (予定を含む。) **4.0%** (同 3.6%)

(注) 1人平均賃金とは、所定内賃金（諸手当等を含むが、時間外・休日手当や深夜手当等の割増手当、慶弔手当等の特別手当を含まない）の1か月1人当たりの平均額をいう。

### 2 定期昇給等の実施状況

#### (1) 賃金の改定を実施した又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業における定期昇給の状況 定期昇給を行った・行う企業割合 76.8%

#### (2) 定期昇給制度がある企業におけるベースアップの状況

ベースアップを行った・行う企業割合 57.8%

## 参考資料

---

- 政府・厚生労働省の賃上げに向けた取組について
- 賃上げ調査・分析等について
- ハラスメント対策の強化（令和7年労働施策総合推進法等一部改正法概要）
- 地域働き方・職場改革、アンコンシャス・バイアスの解消

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の概要（令和7年法律第63号、令和7年6月11日公布）

## 改正の趣旨

多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、ハラスメント対策の強化、女性活躍推進法の有効期限の延長を含む女性活躍の推進、治療と仕事の両立支援の推進等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. ハラスメント対策の強化【労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法】

- ① カスタマーハラスメント（※）を防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付け、国が指針を示すとともに、カスタマーハラスメントに起因する問題に関する国、事業主、労働者及び顧客等の責務を明確化する。  
※ 職場において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者の言動であって、その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該労働者の就業環境を害すること
- ② 求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付け、国が指針を示すとともに、求職者等に対するセクシュアルハラスメントに起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務を明確化する。
- ③ 職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて国民の規範意識を醸成するために、啓発活動を行う国の責務を定める。

### 2. 女性活躍の推進【女性活躍推進法】

- ① 男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表を、常時雇用する労働者の数が101人以上的一般事業主及び特定事業主に義務付ける。
- ② 女性活躍推進法の有効期限（令和8年3月31日まで）を令和18年3月31日まで、10年間延長する。
- ③ 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の健康上の特性に配慮して行われるべき旨を、基本原則において明確化する。
- ④ 政府が策定する女性活躍の推進に関する基本方針の記載事項の一つに、ハラスメント対策を位置付ける。
- ⑤ 女性活躍の推進に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度（プラチナえるばし）の認定要件に、求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表していることを追加する。
- ⑥ 特定事業主行動計画に係る手続の効率化を図る。

### 3. 治療と仕事の両立支援の推進【労働施策総合推進法】

- 事業主に対し、職場における治療と就業の両立を促進するため必要な措置を講じる努力義務を課すとともに、当該措置の適切・有効な実施を図るための指針の根拠規定を整備する。

等

## 施行期日

公布の日から起算して1年6月以内で政令で定める日（ただし、1③及び2②から④までは公布日、2①及び⑥並びに3は令和8年4月1日） 21

## 参考資料

---

- 政府・厚生労働省の賃上げに向けた取組について
- 賃上げ調査・分析等について
- ハラスメント対策の強化（令和7年労働施策総合推進法等一部改正法概要）
- 地域働き方・職場改革、アンコンシャス・バイアスの解消

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 地域働き方・職場改革等推進会議について

## 設置の趣旨・目的

- 全世代型社会保障を構築していくためには、個人のライフスタイル・ライフサイクルに応じた多様な働き方やキャリア選択が可能となり、将来への展望を持ちながら安心して働くことができる環境を整備することが重要である。
- 我が国が「人材希少社会」に入る中で、全ての人が幸せを実感できる、人を財産として尊重する「人財尊重社会」を築いていく必要があり、「地方創生2.0の「基本的な考え方」」（令和6年12月24日新しい地方経済・生活環境創生本部決定）を踏まえ、楽しく働き、楽しく暮らせる場所として、若者や女性にも選ばれる地方を実現するため、地域の関係者や有識者が議論し、共に地域の働き方・職場改革等の推進に取り組む地域密着型の活動を促進し、先行可能な地域からの実践を支援する必要がある。
- この支援について、有識者を含めて検討し、関係行政機関で連携して実施するため、全世代型社会保障構築本部の下に、地域働き方・職場改革等推進会議を開催する。

## 取組の参加自治体

- 本取組に参画する自治体を募集した結果、全国68自治体（24県・44市町村）が取組に参加。

## 幹事会（サポートメンバー）

- 関係府省で連携して取組を進めるため、会議の下に、関係行政機関の職員で構成する幹事会を置く。

## スケジュール

- 4月25日（金）第1回会議開催
- 9月29日（月）第2回会議開催

※春以降、各自治体における取組を順次実施。

## 推進会議のメンバー（◎：議長、○：副議長）

◎佐藤啓 内閣官房副長官（参）	猪熊律子 読売新聞東京本社編集委員室
○金子容三 内閣府大臣政務官（全世代型社会保障改革担当）	小安美和 株式会社Will Lab代表取締役
古川直季 内閣府大臣政務官（新しい地方経済・生活環境創生担当、男女共同参画担当）	白河桃子 昭和女子大学客員教授、情報経営イノベーション専門職大学特任教授
神谷政幸 厚生労働大臣政務官	菅原茂 宮城県気仙沼市長
	平井伸治 鳥取県知事
	古屋星斗 リクルートワークス研究所主任研究員
	山本蓮 地方女子プロジェクト代表

## 幹事会のメンバー（◎：議長、○：副議長）

◎内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局総括事務局長	厚生労働省大臣官房審議官（雇用環境、均等担当）
○内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局審議官	厚生労働省大臣官房政策立案総括審議官（統計、総合政策、政策評価担当）（政策統括室長代理併任）
内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局審議官	内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局参事官
内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局企画官	内閣府男女共同参画局推進課長
内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局審議官	厚生労働省大臣官房参事官（雇用環境政策担当）（雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室長併任）
内閣府大臣官房審議官（男女共同参画局担当）	

# 地域働き方・職場改革ネットワーク

## ～「魅力ある働き方・職場づくり」を起点とした地域社会の変革～

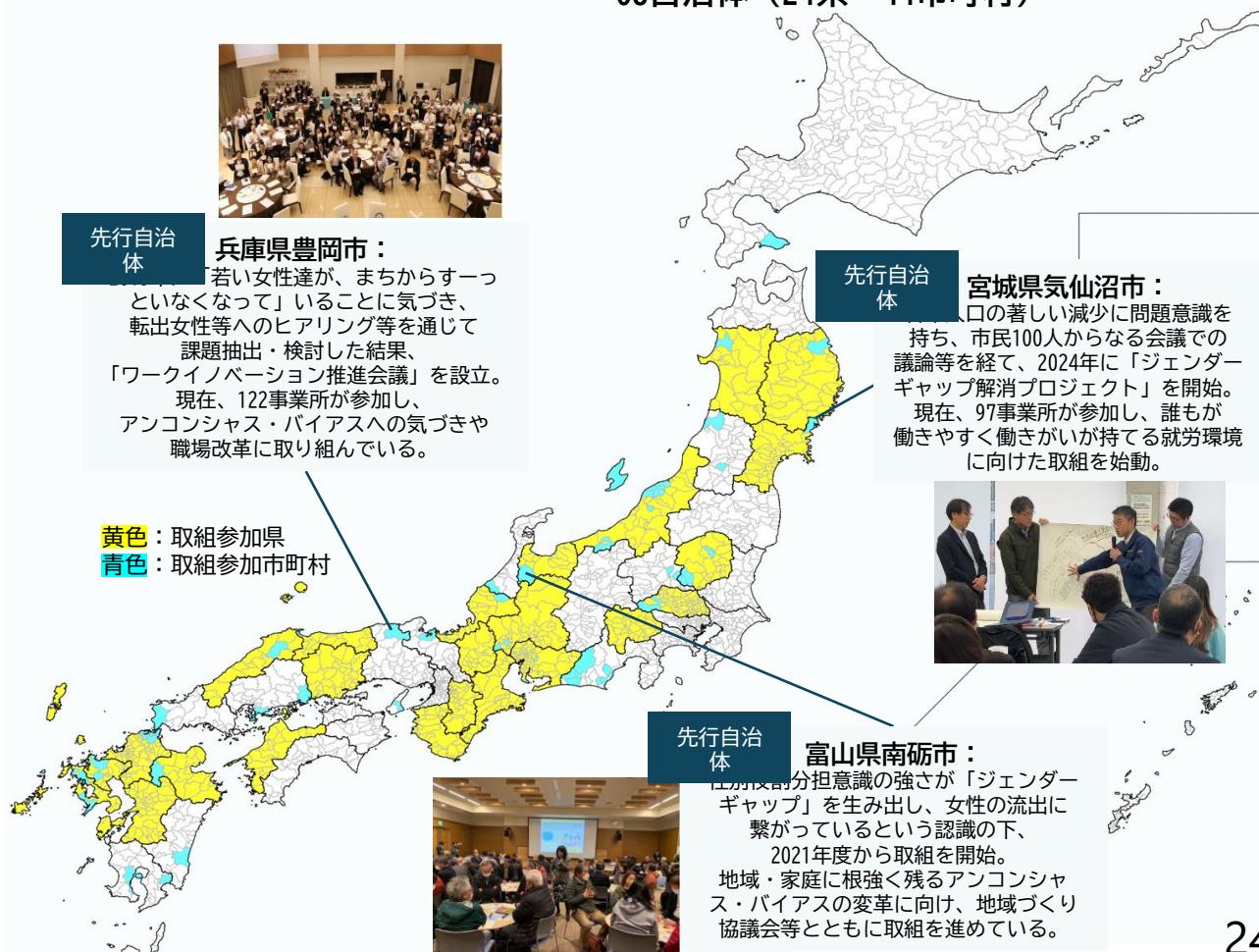
- 「若者や女性にも選ばれる地方」に向け、自治体が地元企業等に呼びかけて、地域社会のアンコンシャス・バイアスや「働き方の課題」を解決していく取組を始動。
- 68自治体（24県・44市町村）が参加し、「地域働き方・職場改革ネットワーク」を形成。先行自治体の成否両方の経験や有識者の知見の共有等により取組を加速し、全国的な波及を目指す。

	県（24）	市町村（41）	
北海道		函館市（北海道）	
東北	岩手県 秋田県 宮城県	久慈市（岩手県） 能代市（秋田県）	酒田市（山形県） 白鷹町（山形県）
関東	栃木県 埼玉県	足利市（栃木県） 佐野市（栃木県） 矢板市（栃木県）	秩父市（埼玉県） 桐生市（群馬県）
甲信越	新潟県 山梨県	新潟市（新潟県） 見附市（新潟県）	妙高市（新潟県） 佐渡市（新潟県）
東海	岐阜県 愛知県 三重県	大垣市（岐阜県） みよし市（愛知県） 南知多町（愛知県） 菊川市（静岡県） 牧之原市（静岡県）	浜松市（静岡県） 焼津市（静岡県） 藤枝市（静岡県）
北陸	富山県 福井県	加賀市（石川県） 勝山市（福井県）	
近畿	滋賀県 奈良県 和歌山県	舞鶴市（京都府） 洲本市（兵庫県）	門真市（大阪府）
中国	鳥取県 島根県 岡山県	境港市（鳥取県） 雲南市（島根県） 下関市（山口県）	吳市（広島県） 福山市（広島県）
四国	愛媛県		
九州・沖縄	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県	北九州市（福岡県） 唐津市（佐賀県） 武雄市（佐賀県） 長崎市（長崎県） 佐世保市（長崎県）	日田市（大分県） 宮崎市（宮崎県） 鹿児島市（鹿児島県） 志布志市（鹿児島県）

	市町村（3）	
先行自治体	豊岡市（兵庫県） 南砺市（富山県）	気仙沼市（宮城県）

## 地域働き方・職場改革ネットワーク

### 68自治体（24県・44市町村）



# 労働局が「働き方の課題」への対応を支援します。

労働局は、様々な労働行政分野を総合的・一元的に運営しながら、地域に密着した行政を担う厚生労働省の地方機関です。仕事を探している方、働いている方、事業者の方などと広く接し、様々な相談に対応したり、課題の解決に取り組んでいます。

また、働く方を直接支援する第一線の機関として、職業安定・人材開発行政のハローワーク、労働基準行政の労働基準監督署、雇用環境・均等行政の雇用環境・均等部（室）を有しています。

今般、地域の「職場」に呼びかけて課題への気づき・対応を促し、若者・女性にとっての「職場」の魅力を高めることに取り組む自治体の皆さまと連携し、協力させていただければ幸いです。

自治体の皆さまの取り組み	労働局の協力が考えられる事項		
①調査、ヒアリング	・若者・女性活躍等に取り組む企業リストの提供	・優良事例企業の情報提供	・地域共同での職場情報（しょくばらぼ）の発信強化
②セミナー、ワークショップ	・女性活躍・就職支援等イベントの共同開催 ・若者・女性活躍等に取り組む企業リストの提供 ・職場における女性活躍の重要性や法に基づく行動計画（※）策定のポイントの解説	・女性活躍、労働時間の法制度・施策、採用についての説明講師の派遣 ・求人事業主等に対する自治体の取り組み周知・活用の働きかけ ・ハローワークにおける取り組みとの連携 ・地域共同での職場情報（しょくばらぼ）の発信強化	
③フォーラム、シンポジウム	・えるばし・くるみん・ユースエールの取得のための働きかけ	※女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画。常時雇用する労働者101人以上の企業は策定義務、100人以下の企業は努力義務とされています。	
④コンサルティング	・働き方改革推進支援センターにおける個別企業に対する支援	・監督署における企業に対する相談対応・支援 ・地域の若者・女性のキャリア形成・リ・スキリング支援	・求人事業主等に対する自治体の取り組み周知・活用の働きかけ
⑤好事例展開	・優良事例企業の情報提供	・求人事業主等に対する自治体の取り組み周知・活用の働きかけ	
⑥補助金	・自治体で実施される補助金の趣旨・内容に合わせた説明会等での講師派遣	・求人事業主等に対する自治体の取り組み周知・活用の働きかけ ・ハローワークにおける取り組みとの連携	
⑦協議体制、共同宣言	・協議体制等への労働局やハローワークの参画		
⑧その他（独自の企業認定・表彰等）	・自治体の企業認定を取得等した企業へのえるばし・くるみん・ユースエールの取得のための働きかけ ・職場における女性活躍の重要性や法に基づく行動計画（※）策定のポイントの解説 ・女性活躍、労働時間の法制度・施策、採用についての説明講師の派遣 ・地域活性化雇用創造プロジェクト・地域雇用活性化推進事業の活用等支援		

# アンコンシャス・バイアスについて

- ◆ 固定的性別役割分担意識、とりわけ、女性の活躍を無意識に阻むアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）が根深く存在。
- ◆ アンコンシャス・バイアスを背景に、勤続年数や管理職比率の差や、コース別雇用管理の下で男女の労働者の役割分担が定着している実態がある。

## 性別役割に対する考え方

男性 上位10項目		回答者数：5452	(%)	(参考) 前回 順位	女性 上位10項目		回答者数：5384	(%)	(参考) 前回 順位
1	男性は仕事をして家計を支えるべきだ	48.7	2		1	男性は仕事をして家計を支えるべきだ	44.9	2	
2	女性には女性らしい感性があるものだ	45.7	1		2	女性には女性らしい感性があるものだ	43.1	1	
3	女性は感情的になりやすい	35.3	4		3	女性は感情的になりやすい	37.0	3	
4	デートや食事のお金は男性が負担すべきだ	34.0	3		4	育児期間中の女性は重要な仕事を担当すべきでない	33.2	4	
5	育児期間中の女性は重要な仕事を担当すべきでない	33.8	5		5	女性は結婚によって、経済的に安定を得る方が良い	27.2	—	
6	女性はか弱い存在なので、守られなければならない	33.1	—		6	女性はか弱い存在なので、守られなければならない	23.4	—	
7	男性は結婚して家庭をもって一人前だ	30.4	7		7	共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先すべきだ	21.6	5	
8	男性は人前で泣くべきではない	28.9	6		8	デートや食事のお金は男性が負担すべきだ	21.5	10	
9	女性は結婚によって、経済的に安定を得る方が良い	28.6	—		9	組織のリーダーは男性の方が向いている	20.9	8	
10	共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先するべきだ	28.4	8		9	大きな商談や大事な交渉事は男性がやる方がいい	20.9	8	
11	家事・育児は女性がするべきだ	27.3	9		11	家事・育児は女性がするべきだ	20.7	7	
14	家を継ぐのは男性であるべきだ	25.4	10		12	共働きで子どもの具合が悪くなった時、母親が看病するべきだ	20.3	6	

## <職場における性別役割意識>



(資料出所) 令和4年度「性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査」（内閣府男女共同参画局）

# 山形県地方版政労使会議 山形労働局配布資料 2

令和 8 年 2 月 2 日（月）

ちゃんとチェック!

# 最低賃金



働く人も、雇う人も、確認を忘れずに

## 山形県 最低賃金

令和7年  
12月23日  
時間額

1,032 77円 UP 円

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

最低賃金に関する  
特設サイト  
[最低賃金 特設サイト](#)



最低賃金に関する  
お問い合わせ  
お問い合わせは  
山形労働局または  
最寄りの労働基準監視署へ  
[山形労働局](#)



賃金引上げ  
特設ページ  
賃金引上げに向けた実施基  
準等を掲載しています。  
[賃金引上げ特設ページ](#)



中小企業事業者  
の皆さんへ



働く人も、雇う人も。  
必ず確認、最低賃金！



「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生などの働き方の違いにかかわらず、  
働くすべての人に適用されます。確認したい賃金（※1）と勤務地の  
都道府県の最低賃金額（時間額）を比較表に記入して、比較してみましょう！（※2）

### 最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。（※3）

#### A 時間給の方

時間給  
円 ≒ 賃任  
最低賃金  
(時間額)  
円

#### B 日給の方

日給  
円 ÷ 1日の平均実  
労働時間  
時間 = 賃任  
最低賃金  
(時間額)  
円

#### C 月給の方

月給  
円 ÷ 1か月の  
平均実  
労働時間  
時間 = 賃任  
最低賃金  
(時間額)  
円

#### D 上記 A、B、C が 組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で  
各手当(賃料手当など)が月給の場合

- 基本給(日給)→ B の計算で時間額を出す
- 各手当(月給)→ C の計算で時間額を出す
- ②と③を合計した後、最低賃金額(時間額)

（※1）最低賃金額とは原則に沿って、決める賃金は算入しません。

（※2）都道府県に支払われる賃金(時間手当など)①1ヶ月を構成する期間ごとに支払われる賃金(1ヶ月の平均実労働時間も含む)②各手当(賃料手当など)③各手当(賃料手当など)から午前から午後までの間の割合に応じて支払われる賃金のうち、差し引かれた賃金の実質的な計算額を加えた額分(最低賃金額合計)④時間換算手当、過労手当および勤務手当

（※3）計算は計算方法や、手当の場合は手当計算方法などは計算元または最寄りの労働基準監視署へ

### 業務改善 助成金

最大600万円を限度

### 中小企業事業者の皆さん！

賃金引上げを支援する  
「業務改善助成金」を活用しましょう！



業務改善助成金コールセンター

詳しくは、こちら

0120-366-440

業務改善助成金 検索

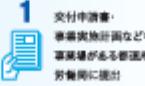


業務改善助成金とは？ 「業務改善助成金」は、生産性向上に向けた賃金引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。助成金などを打った場合、支給の要件に応じてその費用の一一部を助成します。

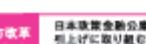
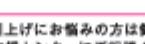
#### 支給の要件



#### 助成金 支給まで の流れ



専門家による  
相談を  
実施



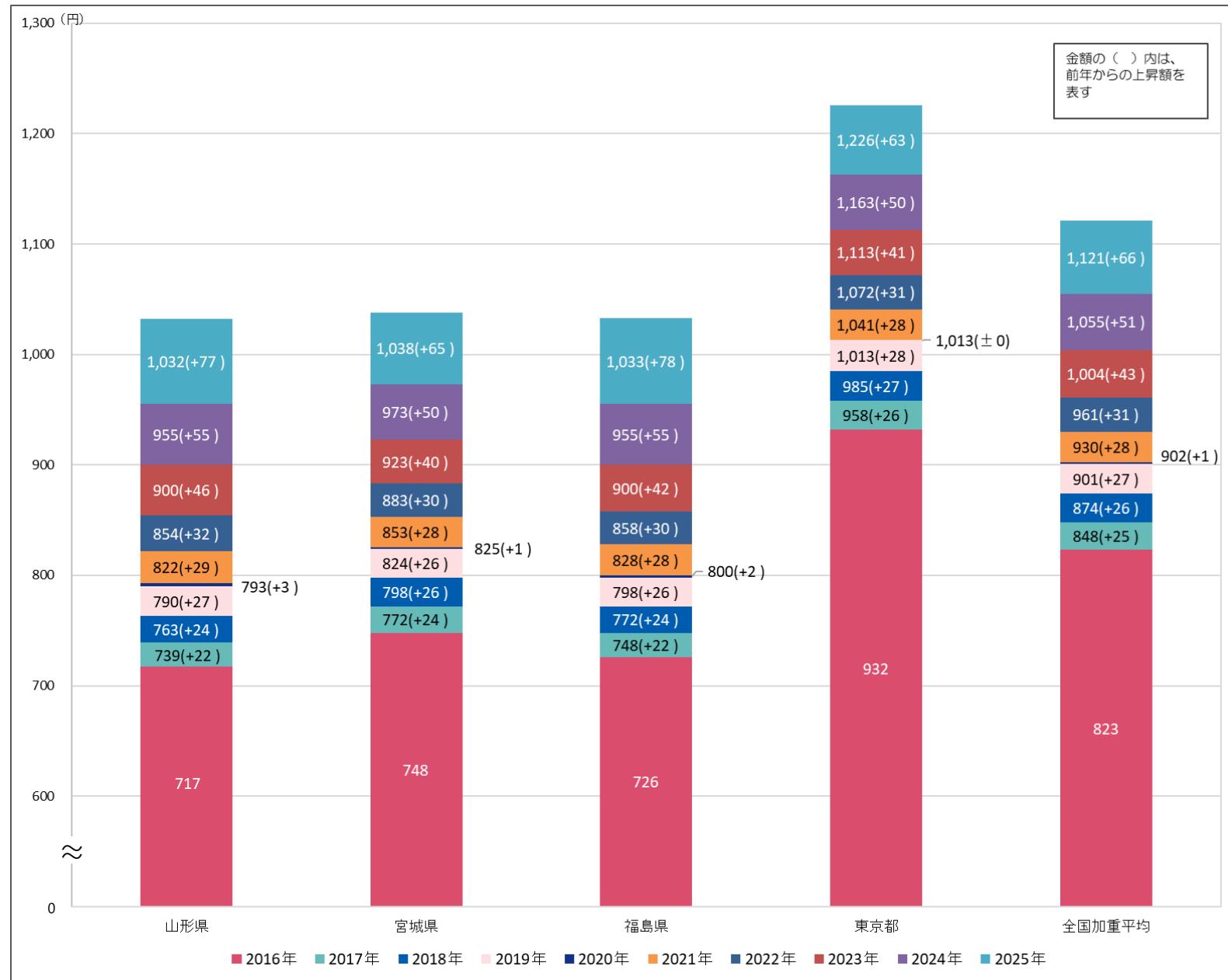
賃金引上げにお悩みの方は働き方改革  
推進支援センターにご相談ください。  
詳しくは、こちら [働き方改革推進支援センター](#)

働き方改革  
推進支援  
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の  
引上げに取り組む事業者に対して、  
技術資金や賃金引上げの融資を行っています。  
詳しくは、こちら [日本政策金融公庫](#)



# 地域別最低賃金の推移（2016～2025年）



# 令和7年度業務改善助成金のご案内

## 業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

### 事業場内最低賃金の引き上げ計画



### 設備投資等の計画

機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など

計画の承認と実施

### 業務改善助成金を支給（最大600万円）

※ 事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

#### ＜事業場内最低賃金とは？＞

事業場で最も低い時間賃を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後6ヶ月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月以降に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明な点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

## 対象事業者・申請の単位

- 中小企業・小規模事業者であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- 解雇・賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



別々に申請

以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）事業場ごとに申請いただきます。

## 申請期限と賃金引き上げの期間

	申請期間	賃金引き上げ期間	事業完了期限
第1期	令和7年4月14日～令和7年6月13日	令和7年5月1日～令和7年6月30日	令和8年1月31日
第2期	令和7年6月14日～申請事業場に適用される地域別最低賃金改定日の前日	令和7年7月1日～申請事業場に適用される地域別最低賃金改定日の前日	令和8年1月31日

※第3期以降の募集を行う場合、別途HPでお知らせいたします。

申請の流れや注意事項は裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！

## 助成上限額・助成率

### 助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

### 助成率

1,000円未満	4/5
1,000円以上	3/4

### 特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

資金要件 ①	申請事業場の事業場内最低賃金が1,000円未満である事業者
物価高騰等要件 ②	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3ヶ月間のうち任意の1ヶ月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、ペーセントで表された2つの値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合があります。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

### 「引き上げる労働者数」の考え方

- 事業場内最低賃金である労働者
- 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。  
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

＜例：事業場内最低賃金1,000円の事業場で30円コースを申請する場合＞

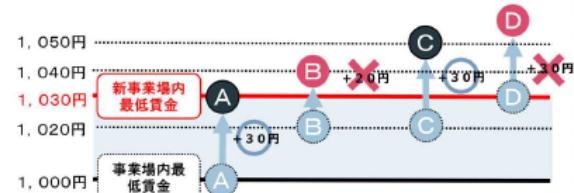
A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に算入可

B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、算入不可

C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、算入可

D：既に引き上げ後の事業場内最低賃金以上なので、算入不可

1,070円 ■引き上げ人数は2名とカウント



A：引き上げ人数としてカウント

B：C：

新事業場内最低賃金以上に引き上げる必要がある。ただし、引き上げ人数としては、申請コースの額（30円）以上引き上げているのみの扱い。

D：既に新事業場内最低賃金以上での30円以上引き上げてもカウントしない。

## 助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象外となるパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります。）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・PC、スマート、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○

## 対象となる設備投資など

助成対象事業場における、生産性向上に資する設備投資等が助成の対象となります。  
また、一部の事業者については、助成対象となる経費が拡充されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

## 助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>	480万円 (= 600万円×4/5)	>	450万円 (= 助成上限額)  (90円コースの助成上限額)
450万円が支給されます。			

## 賃金引き上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、発効日の前日までに引き上げていただく必要があります。
- 引き上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- 複数回に分けての事業場内最低賃金の引き上げは認められないで、ご注意ください。

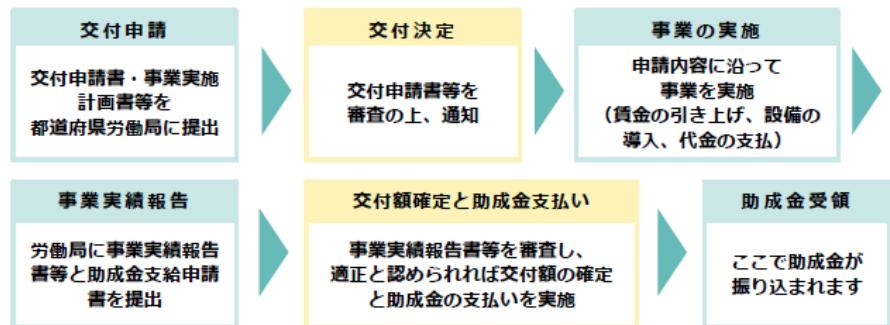
(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金（1,000円→1,050円）が発効される場合



※併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,050円である旨、定めていただく必要があります。

## 助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



## 注意事項・お問い合わせ等

### 注意事項

- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は、助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 同一事業場の申請は年度内1回までです。

### 令和6年度からの主な変更点

- 事業主単位での申請上限600万円までとなりました。
  - 大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）は対象外となりました。
  - 基準となる事業場内最低賃金労働者の雇用期間が、「3ヵ月以上」から「6ヵ月以上」になりました。
  - 事業完了期限が、2026（令和8）年1月31日<sup>※</sup>になりました。
- ※やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2026（令和8）年3月31日とできる場合があります。

### 参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」  
最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト  
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

### お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金センターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 9:00～17:00）

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（窓口）です

# 山形労働局における業務改善助成金の活用状況

## 1 支給決定状況

	申請件数（件）	支給決定件数（件）	支給金額（千円）
R 4 年度	73	73	47,171
R 5 年度	214	144	178,229
R 6 年度	201	217	291,560
R 7 年度 (12月末現在)	363	43	54,290

※各年度の申請件数には、当該年度に交付決定できず、翌年度に繰り越した件数も含まれる。

## 2 各年の申請コース利用状況

	30円コース	45円コース	60円コース	90円コース	合計	(件)
R 4 年度	30	13	4	3	50	
R 5 年度	84	73	23	34	214	
R 6 年度	34	81	58	28	201	
R 7 年度	32	34	215	82	363	

# 業務改善助成金の活用事例

## 活用事例 1

### 【介護サービス業】 食器洗浄機の導入

導入前

▲利用者の食事及び間食時の食器は、従業員が手洗いで洗っていた。

導入後

○食器の手洗いが自動化できることにより、作業時間が1/8に短縮された。

→ 事業場内労働者数：約20名  
引上げ労働者数：5名 30円コース

## 活用事例 2

### 【調剤薬局】 自動分割分包機の導入

導入前

▲手動の分包機に錠剤をセットしていたため、錠剤の種類が多い場合は調剤に時間を要していた。

導入後

○錠剤を事前にセットしておくことにより、自動で調剤・梱包できるようになり、作業時間が1/5に短縮された。

→ 事業場内労働者数：5名  
引上げ労働者数：2名 60円コース

## 活用事例 3

### 【飲食料品小売業】 POSレジシステムの導入

導入前

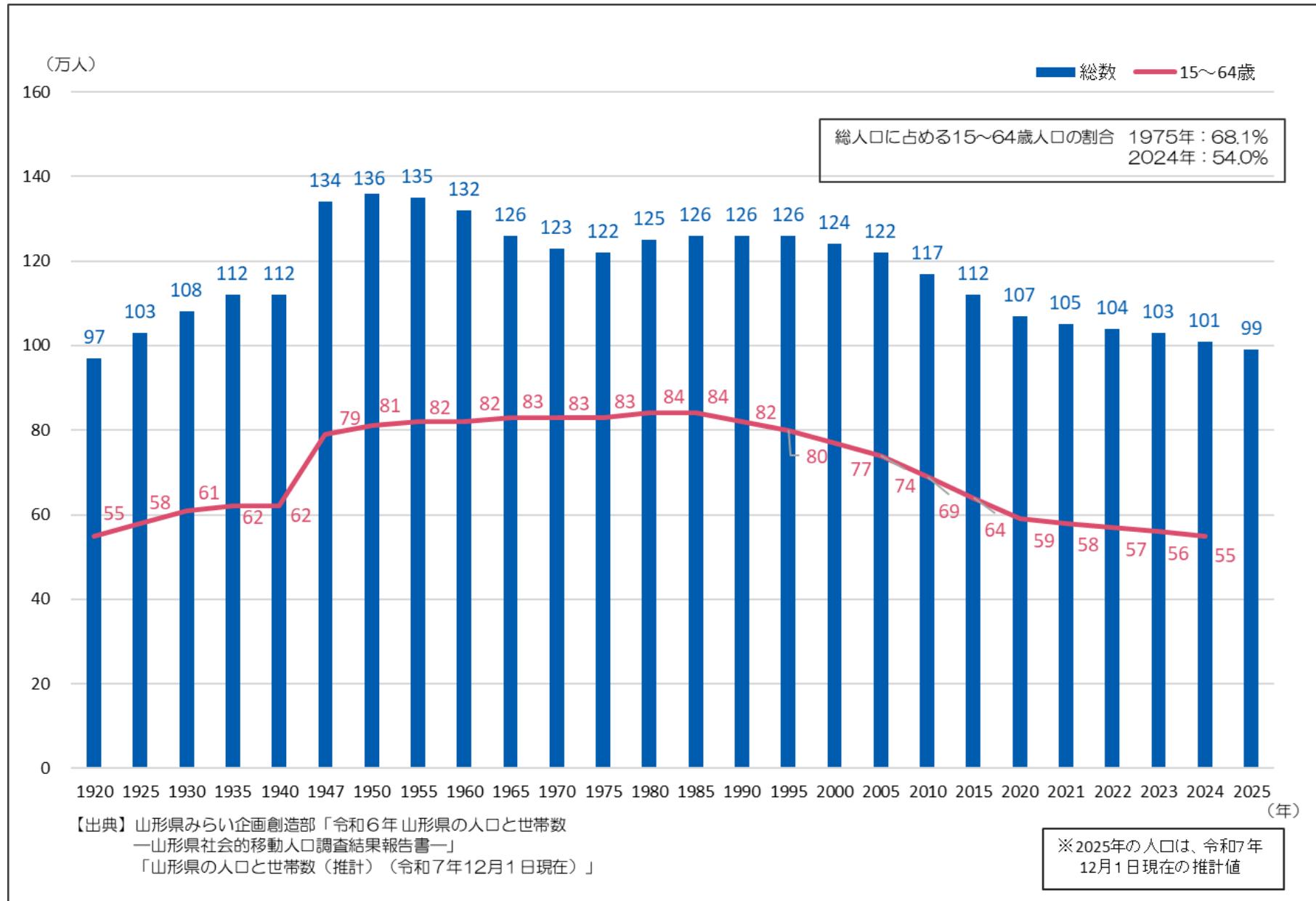
▲売上金額・個数の把握や集計、レジ打ちを手作業で集計していた。

導入後

○手作業での集計や書類作成がなくなったことに加え、売れ筋の商品の把握が可能となり販売業務に注力することができた。

→ 事業場内労働者数：67名  
引上げ労働者数：42名 30円コース

# 山形県総人口の推移（1920～2025年）



## ハローワークの求職者向けサービスの概要

- ハローワークでは、求職者に対し、就職活動の進め方や職業選択・職業生活設計などの相談(キャリアコンサルティング)を行う他、全国ネットワークを活用した職業紹介を実施し、求職者の仕事探しを支援しています。

### 就職活動の進め方の相談



履歴書をはじめとした応募書類の作り方、面接の受け方など、プロの職員による、すぐに役立つアドバイスを行っています。

(ハローワークでの相談風景)



### キャリアコンサルティング



どのような仕事を選べばよいか迷っている方には、興味・関心や職業経験の振り返りなど、職業選択についてのアドバイスを行っています。

(ハローワークでの相談風景)



### 全国ネットワークを活用した職業紹介



求人情報は、各ハローワークとインターネットで公開しています。ハローワークの相談窓口でも、希望条件に合った求人を一緒に探すお手伝いをしています。

また、ハローワークの窓口では、企業に対し、詳しい求人条件を確認したり、応募条件の緩和の働きかけも行っています。

(ハローワークの求人検索コーナー)



(ハローワーク内の企業情報PR情報の掲示)



### 就職活動に役立つセミナー



面接対策や応募書類の作成方法、適職探しのヒント、ビジネスマナー、業界研究など様々な就職支援セミナーを実施しています。

(セミナー風景)



### 職業訓練の受講案内



ハローワークでは、希望する仕事に就くために必要なスキルや知識を身につけたい方に、受講料無料の公的な職業訓練(ハロートレーニング)の受講の案内をしています。

また、訓練期間中、生活支援のための給付が受給できる場合があります。

(職業訓練の風景)



### その他のサービス(主なもの)

その他、以下のような取組を行っています(一部は主要な所で実施)。

- 就職面接会や企業説明会などを随時開催しています。
- 子育て中のの方のためにキッズスペースを備えたマザーズコーナーの整備を進めています。
- 就職氷河期世代で正社員を希望する方、高齢の方、障害がある方、外国人などに専門的な支援を行う窓口を整備しています。
- 専門家(臨床心理士、弁護士等)による巡回相談を実施しています。

(業界団体と連携した事業所説明会・体験会)



(ハローワーク内のミニ就職面接会用ブース)



(ハローワーク内のキッズコーナー)



# ハローワークサービスのオンライン化について

ハローワークの就職支援サービスを、より気軽に活用いただけるよう、「ハローワークインターネットサービス」(※)の機能強化や各種サービスのオンライン化を進めています。

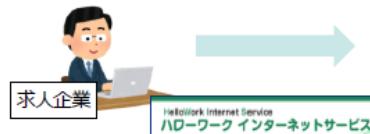
※求人情報検索（トップ画面）への月平均アクセス数 約7,774万件／月（令和6年度）前年度比8.1%増

## ハローワークインターネットサービスの主な機能拡充

- ・オンラインでの求職申込み、求人申込み（R2.1～）、求職者へ求人の個別送付機能（R2.1～）
- ・全国のハローワーク求人の検索機能（お気に入り保存等、R2.1～）、求職者情報の検索（希望者のみ、R2.1～）
- ・オンラインでのハローワークの職業紹介（R3.9～）、求職者から求人者への直接応募（希望企業のみ、R3.9～）
- ・求人者から求職者への直接リクエスト（R4.3～） 等

＜オンラインで申込みからマッチングまで完結＞

### オンライン求人登録



### オンライン求人申込

ハローワークへ出向かず  
に求人が提出できます

応募書類の受付、  
求職者とのやりとり



紹介状



### 求職者情報の検索、直接リクエスト

仕事を探している方(希望し  
た方のみ)の検索ができます

マッチング  
成立



### オンライン求職登録



### 全国のハローワーク 求人情報の検索

お気に入り保存や応募履  
歴の確認も可能です

### オンライン職業相談 オンライン職業紹介

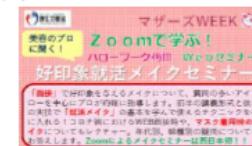


### オンラインセミナー オンライン面接会・企業説明会



### ハローワーク梅田の例

従来のセミナーを全てオンラインセミナーとして  
実施。



(オンライン就活メイクレッスン(令和3年5月実施))

(オンライン相談の様子)

## Fから覗く未来



将来の仕事について考える時、「えへん」。  
進路選択には不安もあるけれどもある——

だからこそ今、視野を少しだけ広げてみませんか?  
人生の中で進むべき進路選択は、

気づかぬうちに候まりがちです。

でも就活は自分の未来を広げる新しい出会いを  
自らつかみにいける。貴重な機会です。

Find  
Flexible  
Future  
Fast  
Fes

# やまがた キャリアフェス2027

業界研究会

2026 2.4 水 13:00~16:00 受付開始 12:00 東京会場 東京交通会館 12Fダイヤモンドホール (東京都千代田区有楽町2-10-1)

特設サイトは[こちら](#)▶

QRコード

山形県内最速！最大級！の就活フェス！

対象  
学生  
既卒者

やまがた  
キャリアフェス2027

業界研究会

2026 2.4 水 13:00~16:00 受付開始 12:00 東京会場 東京交通会館 12Fダイヤモンドホール

「人生の中で進むべき進路選択は、  
このイヴェントを『やまがたキャリアフェス』と名づけました。  
山形を・F・A・S・T・最速・に切り、  
ここから上へ・N・I・B・L・上への自由自在を。  
下へ下へ・N・I・B・L・下への踏み出し。  
山形で新しい自分を、下へN・I・B・L・見つける。」  
そして「F・A・S・T・I・V・A・L・I・E・お好み」のように  
ワクワクできる場所にしてい  
そんな思いを「」に込めています。

普段は名前を聞くことのなかった企業も、  
来て話して触れるだけで、知っている企業にも、笑みがります。  
「もっと調べておけばよかつた」と後悔する前に、  
あなたの選択肢を自分の手で広げてほしい。  
それこそが「この」下へN・I・B・L・が提供したい価値です。

来て、見て、触れる。  
そのシナブルを、歩く、未来の扉は大きく開きます。  
2月4日 山形交通会館で——  
あなたの可能性を広げてみませんか？

# やまがたキャリアフェス2027

## 業界研究会

### 日時

2026 2.4 水 13:00~16:00  
受付開始 12:00

### 東京会場

東京交通会館 12Fダイヤモンドホール  
(東京都千代田区有楽町2-10-1)

### 対象者

新卒	既卒	在学中
2027年3月 大学、短大、専修、 高専卒業予定者	大学、短大、専修、 高専卒業後 3年以内の方	左記以外の大学、 短大、専修、 高専生(1・2年生等)

\*上記学生の保護者の方もご参加いただけます。

### □お任せコンシェルジュ

キャリアフェスに関するあらゆる疑問に答える、  
サポートする専門スタッフを配置します。

### □相談カウンター

就職活動、Uターンなどの不安・悩みについて、  
専門機関の担当者と相談できます。

40社参加  
エントリー不要  
参加費無料

山形会場 2026 3.1①・2② 13:00~16:30 会場/  
受付開始 11:30 山形ビッグウイング

令和7年度 山形県Uターン就職活動交通費助成事業

〈お問い合わせ先〉山形県産業労働部雇用・産業人材育成課 TEL.023-630-3265

主催／山形県・山形労働局・山形県内各ハローワーク（やまがた新卒応援ハローワーク）・山形市

共催／公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構・ふるさと回帰支援センター・東京2026年ふるさと暮らしセミナー

**やまがたキャリアフェス2027**

就職面接会 合同企業説明会 業界研究会

Find Flexible Future Fast Fes

山形県内最速！最大級！の就活フェス！

対象  
学生 既卒者

やまがたキャリアフェス2027

就職面接会 合同企業説明会 業界研究会

2026年3月1日・2日 (12:30~16:30)  
受付開始 11:30

山形金場  
山形ビッグウイング

特設サイトは[こちら](#)



F から覗く未来

将来の仕事について考える年をへん。  
迷路遊びには不安もあるけれどもある——  
だからこそ、視野を少しだけ広げてみませんか？  
人生の中で迷べる迷路は、  
気づかないうちに秋まりがちです。  
でも就活は、自分の未来を広げる新しい出会いを、  
自らつかみにける、貴重な機会です。

私たちも、その一歩を後押ししたくて、  
このイベントを「やまがたキャリアフェス」と名づけました。  
ここからぞし見やう！自由自在な」。  
「FUSHIJI RE(未来)へ踏み出し、  
山形で新しい自分を「FUSHI」見つける。」  
そして「FUSHI」お祭り」のように、  
ワクワクできる場所にしたい——  
そんな思いを「F」に込めています。

普段は名前を聞くことのなかった企業も、  
来て話して触れるだけで、知っている企業に変わりります。  
「もっと調べてよかったです」と後悔する前に、  
あなたの迷路を自分の手で広げてほしい。  
それこそがこの「FUSHI」が提供したい価値です。

来て見て触れる。  
そのシンプルな歩で、未来の解は大きく開きます。  
3月1日・2日 山形ビッグウイングで  
あなたの可能性を広げてみませんか？

## やまがたキャリアフェス2027

就職面接会

合同企業説明会

業界研究会

### 日時

2026年3月1日・2日 (12:30~16:30)  
受付開始 11:30

### 山形会場

山形ビッグウイング (山形市平久保100)

### 対象者

新卒

2027年3月  
大学、短大、専修、  
高専卒業予定者

既卒

大学、短大、専修、  
高専卒業後  
3年以内の方

在学中

左記以外の大学、  
短大、専修、  
高専生(1・2年生等)

\*14:00~上記学生の保護者の方もご参加いただけます。

### 就活の可能性を広げる □キャリアフェス直前セミナー

就活のポイントやキャリアフェスを効果的に活用する  
コツをレクチャー。

2部開催 [新卒・既卒者向け] [在学生向け]

### □お任せコンシェルジュ

キャリアフェスに関するあらゆる疑問に答え、  
サポートする専門スタッフを配置します。

### □相談カウンター

就職活動、Uターン、公務員試験などの  
不安・悩みについて、専門機関の担当者と相談できます。

### 「無料送迎バス」を運行!

令和7年度 山形県Uターン就職活動交通費助成事業

### 東京会場

2026年2月4日

(13:00~16:00)  
受付開始 12:00

会場/東京交通会館

1Fライヤモントホール

県内最大!  
県内企業  
280社 参加  
エントリー不要  
参加費 無料

お問い合わせ先 山形労働局職業安定部職業安定課 TEL.023-626-6109

主催/山形労働局、県内各ハローワーク(やまがた新卒応援ハローワーク)・山形県・山形市

# 人材確保・定着に役立つ認定制度

## えるぼし認定制度（女性活躍推進）

「女性活躍推進法」に基づく認定制度。一般事業主行動計画の策定・届け出を行った事業主のうち、女性の活躍促進のための取組の実施状況が優良な企業を認定。

山形県内における認定企業数：プラチナえるぼし認定企業 1社

えるぼし認定企業 38社 (令和7年12月31日現在)



## くるみん認定制度（子育てサポート）

「次世代育成支援対策推進法」に基づく認定制度。一般事業主行動計画の策定・届け出を行った事業主のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業を認定。

山形県内における認定企業数：プラチナくるみん認定企業 7社

くるみん認定企業 68社 (令和7年12月31日現在)



## ユースエール認定制度（若者の採用・育成）

「若者雇用促進法」に基づく認定制度。若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を認定。

山形県内における認定企業数：80社 (令和8年1月13日現在)



\*これらの認定を取得することで、自社の商品・広告などに認定マークが使用できる、日本政策金融公庫から低利融資が受けられる、公共調達で加点評価が得られる、などのメリットがあります。

**プラチナえるぼし認定企業（令和7年3月24日時点）**

No.	企業名	認定年月	所在地	業種	労働者数
1	社会福祉法人西川保健福祉会	令和7年3月	西川町	医療・福祉	103人

**えるぼし認定企業（令和7年12月9日時点）**

【3段階目】

No.	企業名	認定年月	所在地	業種	労働者数
1	株式会社荘内銀行	平成28年4月	鶴岡市	金融業	1,549人
2	株式会社ニューメディア	平成30年7月	米沢市	情報通信業	186人
3	社会福祉法人白鷹福祉会	平成30年10月	白鷹町	医療・福祉	206人
4	医療法人社団斗南会	平成30年10月	天童市	医療・福祉	298人
5	社会福祉法人山形県社会福祉事業団	令和2年4月	山形市	医療・福祉	1,158人
6	株式会社パルコモード	令和2年4月	米沢市	製造業	136人
7	東北エプソン株式会社	令和2年9月	酒田市	製造業	1,662人
8	ユニオンソーシャルシステム株式会社	令和2年9月	新庄市	医療・福祉	343人
9	四ツ葉ドレス株式会社	令和3年9月	酒田市	製造業	93人
10	マイコーエレクティベロップ株式会社	令和4年8月	米沢市	製造業	234人
11	社会福祉法人西川保健福祉会	令和4年10月	西川町	医療・福祉	103人
12	山形サンケン株式会社	令和4年10月	東根市	製造業	456人
13	株式会社ジェイ・サポート	令和4年11月	山形市	製造業	32人
14	株式会社デンソー山形	令和4年11月	飯豊町	製造業	484人
15	株式会社大風印刷	令和4年12月	山形市	製造業	116人
16	株式会社東洋開発	令和5年1月	酒田市	不動産業	13人
17	地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構	令和5年2月	酒田市	医療・福祉	1,475人
18	株式会社小松写真印刷	令和5年2月	酒田市	製造業	114人
19	スズキハイテック株式会社	令和5年7月	山形市	製造業	157人
20	社会福祉法人松風会	令和5年11月	高畠町	医療・福祉	195人
21	株式会社エイアンドシー	令和6年6月	山形市	小売業	232人
22	社会福祉法人みゆき福祉会	令和6年7月	上山市	医療・福祉	271人
23	株式会社アイエス	令和6年9月	山形市	医療・福祉	114人
24	オーケランドホーム株式会社	令和6年11月	山形市	医療・福祉	40人
25	社会福祉法人さくら福祉会	令和6年12月	酒田市	医療・福祉	433人
26	エヌ・デーソフトウェア株式会社	令和7年1月	南陽市	情報通信業	563人
27	日新製薬株式会社	令和7年3月	天童市	製造業	1,109人
28	株式会社平田牧場	令和7年5月	酒田市	製造業	570人
29	株式会社米沢牛萬木	令和7年6月	米沢市	卸売業・小売業	171人
30	米沢信用金庫	令和7年6月	米沢市	金融業	118人
31	株式会社ヤマザワ薬品	令和7年7月	山形市	小売業	581人
32	モガミフーズ株式会社	令和7年10月	河北町	製造業	269人
33	株式会社小松組	令和7年12月	酒田市	建設業	20人

【2段階目】

No.	企業名	認定年月	所在地	業種	労働者数
1	株式会社ひまわり	令和2年1月	鶴岡市	医療・福祉	77人
2	S.E.Onetop合同会社	令和2年5月	東根市	情報通信業	9人
3	山形信用金庫	令和2年11月	山形市	金融業	162人
4	株式会社メカニック	令和3年1月	酒田市	建設業	26人
5	株式会社大丸不動産	令和6年8月	酒田市	不動産業	17人

## プラチナくるみん認定企業（令和7年7月23日時点）

No.	企業名	所在地	特例認定年
1	株式会社山形銀行	山形市	2015年
2	医療法人敬愛会	尾花沢市	2017年
3	株式会社荘内銀行	鶴岡市	2019年
4	OKIサー・キットテクノロジー株式会社	鶴岡市	2020年
5	エヌ・データソフトウェア株式会社	南陽市	2021年
6	株式会社きらやか銀行	山形市	2022年
7	山形信用金庫	山形市	2023年

注) 認定決定企業のうち、公表することに了解を得た企業名のみ掲載しています。

## くるみん認定企業（令和7年9月25日時点）

No.	企業名	所在地	認定年
1	山形力シオ株式会社	東根市	2007年
2	株式会社山形銀行	山形市	2009年
3	日東ベスト株式会社	寒河江市	2011年、2015年
4	株式会社ユニアーサル山形	山形市	2012年
5	キャド・ギャム株式会社	鶴岡市	2012年、2014年、2016年
6	モガミフーズ株式会社	西村山郡河北町	2013年
7	東ソー・クオーツ株式会社	山形市	2013年
8	AGCディスプレイグラス米沢株式会社	米沢市	2013年、2017年
9	株式会社コヤマ	村山市	2013年
10	特定医療法人敬愛会	尾花沢市	2013年
11	株式会社山本製作所東根事業所	東根市	2014年、2016年
12	株式会社東北福祉サービス	山形市	2014年
13	学校法人羽陽学園	山形市	2014年
14	社会福祉法人慈敬会	村山市	2014年
15	朝日金属工業株式会社	長井市	2015年
16	株式会社山形富士	寒河江市	2015年
17	山形信用金庫	山形市	2015年、2018年
18	株式会社丸市運送	東根市	2015年
19	社会福祉法人白鷹福祉会	白鷹町	2015年
20	株式会社レゾナック・ハードディスク	東根市	2015年
21	株式会社寒河江測量設計事務所	寒河江市	2015年
22	鶴岡信用金庫	鶴岡市	2015年
23	山形環境保全協同組合	山形市	2015年
24	ミドリオートレーラー株式会社	山形市	2015年、2019年
25	北洋加工株式会社	山形市	2015年、2019年

26	エヌ・データソフトウェア株式会社	南陽市	2016年
27	株式会社荘内銀行	鶴岡市	2016年
28	社会医療法人松柏会	山形市	2016年
29	ペーリンガー・イングルハイム製薬株式会社	東根市	2016年
30	東北パティオニア株式会社	天童市	2016年
31	国立大学法人山形大学	山形市	2016年
32	株式会社ジョインセレモニー	山形市	2016年
33	株式会社萬屋薬局	山形市	2017年、2020年
34	ミクロン精密株式会社	山形市	2017年
35	OKIサー・キットテクノロジー株式会社	鶴岡市	2017年
36	北日本羽黒食品株式会社	鶴岡市	2017年
37	株式会社でん六	山形市	2017年
38	山形中央信用組合	長井市	2017年
39	医療法人社団斗南会	天童市	2017年
40	株式会社東洋開発	酒田市	2018年
41	藤庄印刷株式会社	山形市	2018年
42	株式会社多田	寒河江市	2019年
43	丸七建設株式会社	天童市	2019年、2021年
44	東北エブソン株式会社	酒田市	2019年
45	株式会社スマートライフ	米沢市	2019年
46	新和設計株式会社	米沢市	2019年
47	株式会社トヨタレンタリース山形	山形市	2020年
48	株式会社ジェイ・サポート	山形市	2020年
49	山形パナソニック株式会社	山形市	2020年
50	社会福祉法人恵泉会	鶴岡市	2020年
51	株式会社きらやか銀行	山形市	2020年
52	社会福祉法人みゆき福祉会	上山市	2020年
53	株式会社大風印刷	山形市	2020年
54	株式会社TTKエンジニアリング	山形市	2021年
55	株式会社菊池技建	山形市	2021年
56	社会福祉法人敬寿会	山形市	2023年
57	山形サンケン株式会社	東根市	2023年
58	株式会社デンソー山形	西置賜郡飯豊町	2023年
59	コーライセイ株式会社	山形市	2023年
60	株式会社ティティイー	酒田市	2024年
61	株式会社片桐製作所	上山市	2024年
62	株式会社四釜製作所	長井市	2025年
63	株式会社三和技術コンサルタント	村山市	2025年
64	酒田天然瓦斯株式会社	酒田市	2025年
65	株式会社メカニック	酒田市	2025年
66	株式会社天童木工	天童市	2025年
67	山形県信用保証協会	山形市	2025年
68	株式会社春日測量設計	米沢市	2025年

## ユースエール認定企業一覧（山形県内）

R8.1.13現在

	認定日	企業名	所在地	産業分類
H 38 4 年度	1 H29.3.27	株式会社 東洋開発	酒田市	682 不動産代理業・仲介業
H 29 年度	2 H29.12.12	朝日金属工業 株式会社	長井市	245 金属素材製品製造業
H 30 年度	3 H30.2.14	酒田共同火力発電 株式会社	酒田市	331 電気業
H 31 年 度	4 H30.12.5	株式会社 吉田製作所	長井市	253 一般産業用機械・装置製造業
R 2 年 度	5 R1.6.13	東ワー・スペシャリティマテリアル 株式会社	山形市	235 非鉄金属素材製造業
R 2 年 度	6 R1.6.14	株式会社 東北バンкиングシステムズ	山形市	391 ソフトウェア業
R 2 年 度	7 R1.9.11	社会福祉法人 あおぞら会	長井市	853 児童福祉事業
R 2 年 度	8 R1.11.18	株式会社 五十嵐工業所	鶴岡市	266 金属加工機械製造業
R 3 年 度	9 R2.1.17	株式会社 石川	山形市	077 塗装工事業
R 3 年 度	10 R2.2.26	クレーンヒル警備 株式会社	鶴岡市	923 警備業
R 2 年 度	11 R2.8.17	株式会社 四溢製作所	長井市	253 一般産業用機械・装置製造業
R 2 年 度	12 R2.9.4	グリーンメタル 株式会社	鶴岡市	249 その他の金属製品製造業
R 2 年 度	13 R2.10.21	社会福祉法人 松風会	高畠町	854 老人福祉・介護事業
R 2 年 度	14 R2.11.2	西置賜ふるさと森林組合	飯豊町	021 育林業
R 3 年 度	15 R3.2.19	株式会社 山形組	山形市	061 一般土木建築工事業
R 3 年 度	16 R3.9.13	株式会社 サンユーテク研	長井市	259 その他のはん用機械・同部分品製造業
R 3 年 度	17 R3.9.30	株式会社 新東京ジオ・システム	天童市	052 土木工事業
R 4 年 度	18 R4.8.10	社会福祉法人 みゆき福祉会	上山市	854 老人福祉・介護事業
R 4 年 度	19 R4.11.10	株式会社 京葉建設コンサルタント	新庄市	742 土木建築サービス業
R 4 年 度	20 R4.12.23	庄内赤川土地改良区	鶴岡市	872 事業協同組合（他に分類されないもの）
R 4 年 度	21 R4.12.27	株式会社 鋼木工務店	鶴岡市	061 一般土木建築工事業
R 5 年 度	22 R5.2.22	株式会社 高田地研	寒河江市	089 その他の設備工事業
R 5 年 度	23 R5.3.28	株式会社 山形パッケージセンター	東根市	471 食料・飲料販売業
R 5 年 度	24 R5.4.17	ハイメカ 株式会社	米沢市	253 一般産業用機械・装置製造業
R 5 年 度	25 R5.5.19	アベ電工 株式会社	鶴岡市	081 電気工事業
R 5 年 度	26 R5.6.20	神町電子 株式会社	東根市	296 電子応用装置製造業
R 5 年 度	27 R5.6.28	株式会社 建装テクノ	山形市	077 塗装工事業
R 5 年 度	28 R5.8.22	歐王米菓 株式会社	村山市	097 パン・菓子製造業
R 5 年 度	29 R5.9.7	有限公司 山形工房	長井市	129 その他の木製品製造業
R 5 年 度	30 R5.9.28	ブレンスタッフ 株式会社	鶴岡市	742 土木建築サービス業
R 5 年 度	31 R5.9.28	学校法人駿乗学園	寒河江市	811 幼稚園
R 5 年 度	32 R5.10.24	伊藤鉄工 株式会社	鶴岡市	259 その他のはん用機械・同部分品製造業
R 5 年 度	33 R5.10.25	丸七建設 株式会社	天童市	061 一般土木建築工事業
R 5 年 度	34 R5.10.25	小豆原建設 株式会社	山形市	061 一般土木建築工事業
R 5 年 度	35 R5.10.30	山形螺子工業 株式会社	村山市	311 自動車・同附属品製造業
R 5 年 度	36 R5.10.30	株式会社 ナガオカ	東根市	329 由に分類されない製造業
R 5 年 度	37 R5.11.1	ゼオンケミカルズ米沢 株式会社	米沢市	169 その他の化学工業
R 5 年 度	38 R5.11.2	株式会社マイスター	寒河江市	266 金属加工機械製造業
R 5 年 度	39 R6.2.28	株式会社 ニクニ白鳳	白鷹町	257 半導体・ラバーランドマーク製造装置製造業
R 5 年 度	40 R6.3.8	太田建設 株式会社	米沢市	061 一般土木建築工事業

	認定日	企業名	所在地	産業分類
R 6 年 度	41 R6.5.20	株式会社 スペリア	河北町	281 電子デバイス製造業
R 6 年 度	42 R6.6.13	不二工業 株式会社	村山市	261 農業用機械製造業（農業用器具を除く）
R 6 年 度	43 R6.8.26	株式会社 ニクニアシヒ	朝日町	253 一般産業用機械・装置製造業
R 6 年 度	44 R6.9.18	太田産商 株式会社	鶴岡市	091 食糧食料品製造業
R 6 年 度	45 R6.9.27	株式会社 ジエムシーエルストン	巻上町	282 電子部品製造業
R 6 年 度	46 R6.9.27	株式会社 山形メタル	新庄市	244 建設用・建築用金属製品製造業
R 6 年 度	47 R6.10.9	山形木工 株式会社	山形市	129 その他の木製品製造業
R 6 年 度	48 R6.10.9	株式会社 トヨタレンタリース山形	山形市	704 白鷹車販業
R 6 年 度	49 R6.10.18	社会福祉法人 つばさ会	天童市	853 児童福祉事業
R 6 年 度	50 R6.12.17	羽前建設 株式会社	酒田市	061 一般土木建築工事業
R 6 年 度	51 R6.12.24	クアーズテックマシンナリ 株式会社	小国町	253 一般産業用機械・装置製造業
R 6 年 度	52 R7.1.14	有限公司 高莉林業	真室川町	024 林業サービス業
R 6 年 度	53 R7.1.14	マルカ林業 株式会社	新庄市	024 林業サービス業
R 6 年 度	54 R7.1.22	オビサン 株式会社	山形市	559 他に分類されない初歩業
R 6 年 度	55 R7.1.23	株式会社 ハイテックシステム	山形市	392 情報処理・提供サービス業
R 6 年 度	56 R7.2.25	株式会社 松田組	南陽市	061 一般土木建築工事業
R 6 年 度	57 R7.3.21	社会福祉法人 豊寿会	巻上町	854 老人福祉・介護事業・障害者福祉事業
R 6 年 度	58 R7.3.21	酒田天然瓦斯 株式会社	酒田市	341 ガス業
R 6 年 度	59 R7.3.26	社会福祉法人 鶴巣町社会福祉協議会	鶴巣町	854 老人福祉・介護事業
R 6 年 度	60 R7.4.11	庄内ヤクルト販売 株式会社	酒田市	522 食料・飲料卸売業
R 6 年 度	61 R7.6.12	山形鉄道 株式会社	長井市	421 鉄道業
R 6 年 度	62 R7.6.24	株式会社 厳様製作所	酒田市	259 その他のはん用機械・同部分品製造業
R 6 年 度	63 R7.7.23	株式会社 石井製作所	酒田市	261 農業用機械製造業（農業用器具を除く）
R 6 年 度	64 R7.8.5	株式会社 東邦電気	山形市	081 電気工事業
R 6 年 度	65 R7.8.15	株式会社 タルイシ	山形市	541 産業機械器具卸売業
R 6 年 度	66 R7.8.20	有賀建設 株式会社	鶴岡市	061 一般土木建築工事業
R 6 年 度	67 R7.9.4	株式会社 共栄メカ	村山市	253 一般産業用機械・装置製造業
R 6 年 度	68 R7.9.4	株式会社 コヤマ	村山市	281 電子デバイス製造業
R 6 年 度	69 R7.10.3	株式会社 桐井電気工業	大石田町	082 電機通信・信号装置製造業
R 6 年 度	70 R7.10.7	鶴岡物産 株式会社	村山市	189 その他のプラスチック製品製造業
R 6 年 度	71 R7.10.14	株式会社 トーカイ	天童市	275 光学機械器具・レンズ製造業
R 6 年 度	72 R7.10.17	株式会社 さのや	天童市	585 酒小売業
R 6 年 度	73 R7.10.31	林建設工業 株式会社	酒田市	061 一般土木建築工事業
R 6 年 度	74 R7.11.6	コベル山形 株式会社	米沢市	281 電子デバイス製造業
R 6 年 度	75 R7.11.13	株式会社 サンテック	東根市	299 その他の電気機械器具製造業
R 6 年 度	76 R7.11.13	株式会社 ジェック	東根市	081 電気工事業
R 6 年 度	77 R7.11.14	株式会社 山形共和電業	東根市	297 電気計器器具製造業
R 6 年 度	78 R7.12.19	株式会社 日栄製作所	鶴巣町	291 施肥用・送肥料・配肥用電気機械製造業
R 6 年 度	79 R7.12.22	株式会社 失禁土建	村山市	061 一般土木建築工事業
R 6 年 度	80 R8.1.13	愛和建設 株式会社	山形市	061 一般土木建築工事業

有効認定件数80社

# 官公需における価格転嫁の取組について

内閣官房

2026年1月

# 官公需における価格転嫁の取組について

## I 官公需の重要性

- エネルギー価格や原材料費、労務費などの上昇といった中小・小規模事業者を巡る厳しい経営環境の下、**企業の賃上げ原資を確保し、物価上昇を上回る賃上げを実現**するため、適切な価格転嫁を行うことが出来る環境の整備は重要。
- 地方に目を向けると、GDP全体の約1/4を占める公的需要は、地方部ほどGDPに占める割合が高く、**官公需は、地方経済にとって重要な役割を果たしている**ことから、地方の中小・小規模事業者にとって官公需における価格転嫁等の取組を深化・徹底していくことが、引き続き重要。

## II 政府の取組

低価格受注に起因する倒産及び人材流出等の悪影響を未然に防止し、ダンピングの防止と公共調達における品質確保、適正なコストの賃金への転嫁並びに公正な競争環境の維持を図ることで、**発注者・受注者及び労働者の三者がそれぞれ利益を享受**。

国と地方を挙げて、これまでの取組を深化・徹底

### 【経済財政運営と改革の基本方針2025等】

#### 「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」

- ◆ 低入札価格調査制度等の導入拡大・活用  
→ 地方公共団体における導入の促進
- ◆ 地方公共団体における相談窓口の開設  
→ 「取引かけこみ寺（旧：下請かけこみ寺）」の活用

#### 「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」 (R7.4.22閣議決定)

- ◆ 物価上昇に伴うスライド対応や期中改定の促進等

#### 物価上昇を踏まえた官公需の価格転嫁の徹底

- ◆ 国・独立行政法人等及び地方公共団体において必要となる予算の確保

制度面

- ◆ 特に自治体の工事関係以外の請負契約における低入札価格調査制度等の導入の拡大・徹底  
(自治体ごとの導入状況見える化)

- ◆ 労務費、原材料費等の適切な価格転嫁を図るため、業種ごとの低入札価格調査基準の見直し  
(直接人件費・直接物件費を指標とする等)
- ◆ 物価上昇に伴うスライド対応や期中改定等を徹底し定着化

財政面

- ◆ 官公需の施設整備や委託・請負事業の単価・予算について、労務費や資材価格の上昇等を踏まえ引上げ
- ◆ 「重点支援地方交付金」の活用  
(実質的な賃上げにつながる価格転嫁分を支援)
- ◆ 各地方公共団体における価格転嫁の取組状況を普通交付税算定へ反映 (R8年度～)

# 各府省庁等の契約における適切な価格転嫁の 推進に向けた取組について

財務省

2026年1月

# 各府省庁等の契約における適切な価格転嫁の推進に向けた取組について

## 1. 府省庁等申合せ（令和7年12月16日）

### （1）ビルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約における総合評価落札方式の適用拡大

落札決定前に役務提供体制等を審査し、提供役務の内容を評価するため、ビルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約において、地方支分部局等を含め、総合評価落札方式の適用を順次拡大する。

### （2）低入札価格調査基準の見直し

労務費、原材料費等の適切な価格転嫁を図るため、関係省庁は各府省庁等に共通するビルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約について、新たな調査基準を速やかに設定する。当該基準設定後、各府省庁等は、令和7年度末までに順次調査基準の見直しを行う。

### （3）期中改定等の徹底

「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の中で明記されている期中改定条項等の契約への設定、受注者からの申出に対する誠実な協議等の取組みを徹底する。

### （4）本府省庁等から地方支分部局等への支援等、独立行政法人等への要請等など

## 2. 財務省主計局長通達の追加改正（令和7年12月16日）

### （1）低入札価格調査事項等の事前周知

入札公告・入札説明書等に以下の事項を記載し、入札参加者に事前に周知する。

- ・調査基準に該当した場合に提出を求める積算資料等の詳細
- ・積算資料等の提出・説明に応じない等の場合には「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としない場合があること など

### （2）低入札価格調査実施後の契約に係る監督・検査

調査の結果、契約内容に適合した履行がなされるものと判断した場合において、調査結果を踏まえつつ、適切に監督・検査を行い、その結果を次回以降の入札の仕様書・予定価格の作成等において適切に反映する。

（注）上記の内容については、総務省から地方公共団体に対しても周知を行う。

# (参考) 低入札価格調査制度に関する政府決定

## 経済財政運営と改革の基本方針2025

### (1) 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5か年計画の実行

価格転嫁・取引適正化については、「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」に基づく取組として、**低入札価格調査制度**及び最低制限価格制度の導入拡大・活用、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に基づく物価上昇に伴うスライド対応や期中改定、国・独立行政法人等及び地方公共団体において必要となる予算の確保等を進める。

## 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版

### (1) 官公需における価格転嫁策の強化

#### (2) 国・独立行政法人等の低入札価格調査制度

低入札価格調査の対象となった事業のうち、失格となった事業が1%にも満たないなど、受注側の目線からは、低入札価格調査制度が機能していない。国・独立行政法人等において、**低入札価格調査制度を適切に運用するように改め、また、工事以外の請負契約にも、その導入を拡大する。**

また、同制度の調査対象となる契約は、おおむね予定価格の60%未満の極めて低い入札率であり、原則的に失格とする。そうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、最低制限価格制度の導入も含めた抜本的改革も検討する。

加えて、**同制度に基づく調査の中では、最低賃金の支払、社会保険などの法定福利費、履行計画書、配置人数、応札した価格での積算書などの調査を徹底するとともに、調査実施後の点検についても、大幅に強化する。**

**低入札価格調査制度の設定基準について、各種法令を遵守できる適正な率を業種ごとに検証し、同種の発注について同様の取扱いを徹底する。**

## 「強い経済」を実現する総合経済対策

### (3) 物価上昇を踏まえた官公需の価格転嫁の徹底

入札制度の適切な運用により、受注企業の労務費、原材料費等のコスト増加分が価格転嫁され、賃上げ原資の確保につながることが必要であり、最低制限価格制度及び**低入札価格調査制度について、それぞれの基準を見直すことを含め、各制度の趣旨に則った対応を徹底する。**

国において、**低入札価格調査制度を適切に運用するよう改めるとともに、工事以外の請負契約にもその導入を拡大する。**同制度の運用を見直しても現状が改善されない場合、最低制限価格制度の導入も含めた抜本的改革も検討する。

また、地方公共団体において、工事以外の請負契約について、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の導入が進んでいない実態が2025年9月に公表された総務省の調査でも明らかとなった。**事業所管省庁において主要な業種の価格基準を2025年度中に策定する**ほか、先行事例の横展開などを通じて、工事関係での速やかな導入の徹底に加え、工事契約以外の請負契約にも拡大を図る。

# 地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の 実現に向けた取組について

---

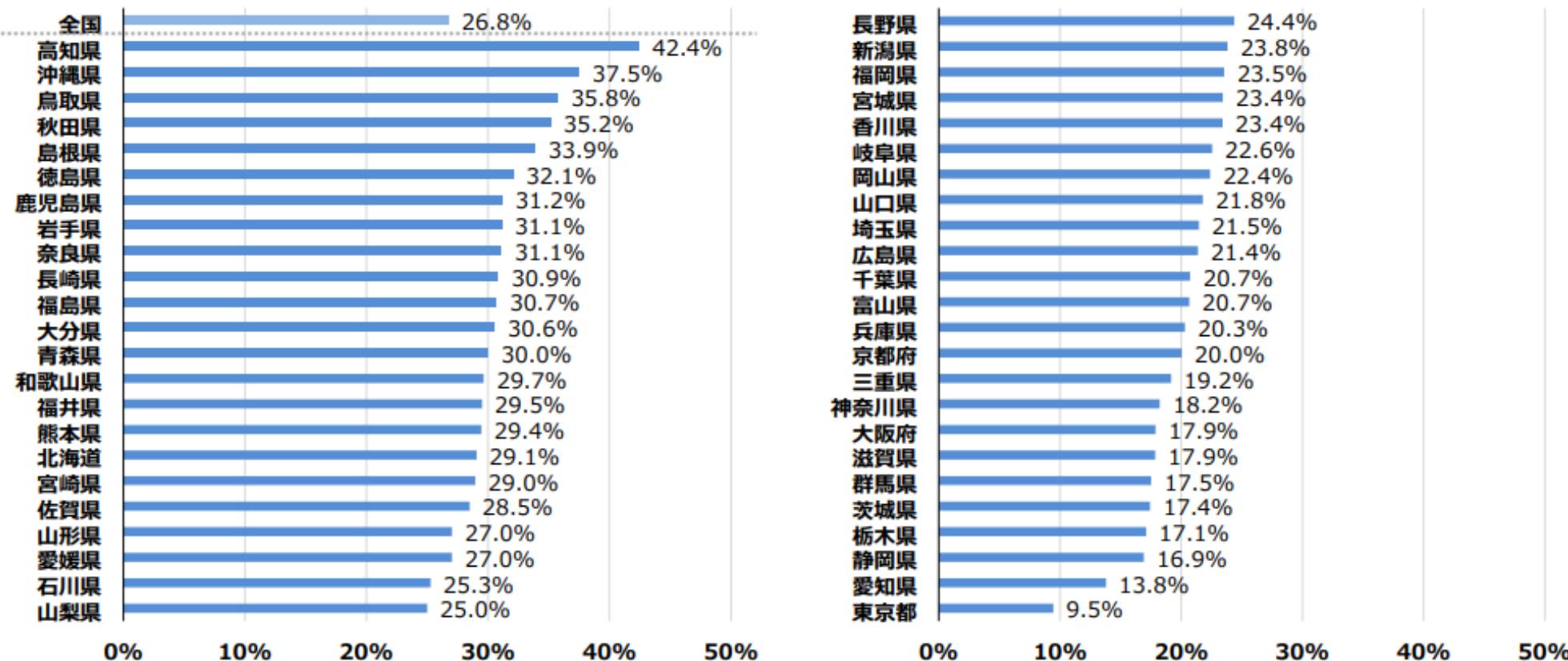
令和8年1月  
総務省自治行政局

# 公的需要が都道府県GDPに占める割合

新しい資本主義のグランドデザイン  
及び実行計画2025年改訂版  
基礎資料集 (R7.6.13閣議決定)

- 2021年度における日本の国内総生産（554.6兆円）のうち公的需要（政府最終消費、公的固定資本など）の大きさは148.5兆円。全体の26.8%を占めており、日本経済に重要な役割を担っている。
- 公的需要が都道府県GDPに占める割合は、高知県（42.4%）、沖縄県（37.5%）、鳥取県（35.8%）、秋田県（35.2%）、島根県（33.9%）など、地方部ほど公的需要が占める割合が高く、官公需は地域経済に重要な存在。

## 公的需要が都道府県GDPに占める割合（2021年度）



(注) 都道府県の数値は、「公的需要」（「地方政府等最終消費支出」、「公的固定資本形成」、「公的在庫変動」の合計値）を県内総生産で割った値。

全国の数値は、「公的需要」（「政府最終消費支出」、「公的固定資本形成」、「公的在庫変動」の合計値）を国内総生産で割った値。いずれも名目値。

(出所) 内閣府「県民経済計算」（各都道府県）、内閣府「国民経済計算」（全国）を基に作成。

# 地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の実現に向けた取組について

- コストカット経済が終焉を迎えるつつある中、物価上昇を上回る賃上げを実現するためには、企業数の99%以上、従業者数の70%近くを占める中小企業を中心として、労務費や原材料費等が円滑に価格転嫁できる環境を整備することが重要。
- とりわけ、GDP全体の約1/4を占める公的需要は、地方部ほどその割合が高くなる傾向にあり、地域経済の活性化等の観点からも、適切な価格転嫁が必要。自治体には、「適正な価格で契約を行うことに対する意識の確立」が求められている。
- R7年度補正予算では、委託料の増加等の価格転嫁対策として地方交付税を0.2兆円増額するとともに、価格転嫁の円滑化のために活用可能な「重点支援地方交付金」を2.0兆円計上。また、R8年度地方財政計画でも、委託料、維持補修費、投資的経費等について0.6兆円を増額計上。こうした財政措置も前提に、各自治体において適切に価格転嫁が行われるよう、以下の取組を行う必要がある。

## 1 適切な予定価格の作成

- > 需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格を作成する必要

### CHECK !

- 同様の事業でほとんど同じ予定価格を長年見直すことなく実施している事業がないか

## 2 期中における必要な契約変更の実施等

- > 労務費や原材料費等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約変更の実施も含め適切に対応する必要  
> 契約後に賃金水準や物価水準が変動した場合に、請負代金の変更を請求できることを契約に盛り込んでおくことも有効

### CHECK !

- 予算の不足等を理由に事業者からの協議の申し出を断つていないか
- 複数年度にわたる契約や指定管理施設における指定管理料の決定において、自治体から受注者等に対し、年1回以上、契約変更等の必要性について協議を行っているか

## 3 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の活用

- > 本制度の適切な活用は、契約内容の適正な履行の確保はもとより、適切な価格転嫁を担保する観点からも重要

### POINT

- ・ 総務省から自治体に対し、原則として全ての入札への制度導入を積極的に検討していただくよう要請（R7.6.26通知）
- ・ 自治体ごとの制度の導入状況は「見える化」して公表（R7.9）

### CHECK !

- 工事請負以外の契約についても、低入札価格調査制度・最低制限価格制度を導入しているか

<参考> 低入札価格調査制度・最低制限価格制度とは？

### 【低入札価格調査制度のイメージ】

E社(1,050万円)
予定価格(1,000万円)
調査基準価格(850万円)
調査基準価格未満で入札を行った業者について契約の履行能力があるかどうかを調査
C社(820万円) 落札
B社(750万円) 不適当失格
A社(600万円) 不適当失格

### 【最低制限価格制度のイメージ】

E社(1,050万円)
予定価格(1,000万円)
最低制限価格(800万円)
最低制限価格未満で入札を行った業者は自動失格
A社(600万円) 失格

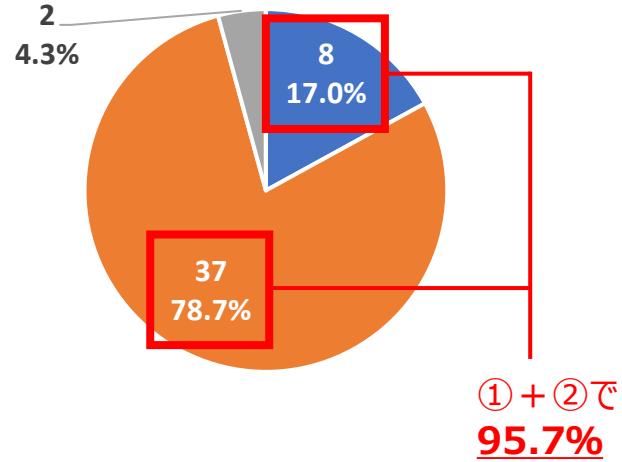
# 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入状況について

- 総務省においては、各地方公共団体における低入札価格調査制度や最低制限価格制度の導入に係る検討に資するよう、これらの制度の活用状況のフォローアップ調査・取りまとめを行った。※前回調査はR6.9に実施
- 調査結果を見ると、依然として工事関係以外の請負契約に制度を導入していない市区町村が多い。原則、すべての入札において、低入札価格調査制度・最低制限価格制度を導入していただきたい。

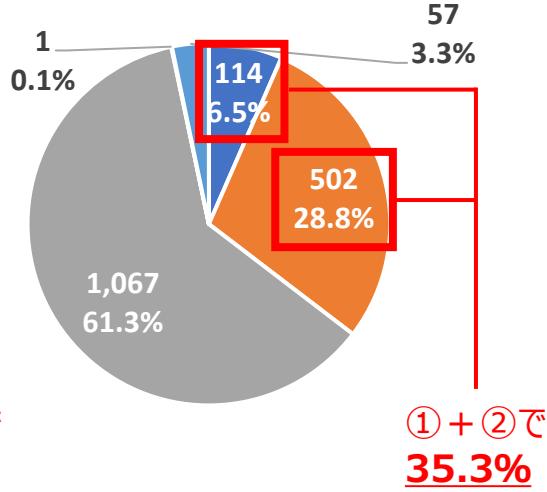
## 調査結果の概要

<低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入状況 (R7.5時点) >

### 都道府県



### 市区町村



- ①全ての請負契約
- ②工事関係 + 工事関係以外の一部の請負契約
- ③工事関係の請負契約のみ
- ④工事関係以外の請負契約のみ
- ⑤導入していない

※前回調査時に、工事関係以外の請負契約に制度を導入していなかったのは、  
都道府県で7団体、市区町村で1,267団体

→ 制度導入が進んでいない理由として、市区町村からは、「制度導入に当たってのノウハウがない」といった課題があげられている。都道府県の取組を周知するなど、市区町村において制度導入が進むよう、支援をお願いしたい。

※ 調査結果の詳細については、総務省HPに掲載している。今後も定期的に導入状況等のフォローアップを行う予定。

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/bunken/14569.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/14569.html)

# 「重点支援地方交付金」を活用した 地方公共団体発注の公共調達における価格転嫁の促進について

内閣府地方創生推進室  
総務省自治行政局

- 重点支援地方交付金は、地方公共団体が、**物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に応じて、きめ細かに支援**を実施する事業に活用されています。
- 本交付金については、**地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた価格転嫁の円滑化**のためにも活用することが可能です。

## 趣旨

### ○物価高騰に直面する地域の課題

- ✓ 地域経済を支える中小企業の**賃上げが重要**
- ✓ 地方公共団体における入札不調が増加



### ○行政が率先した価格転嫁の促進が不可欠

- 地方公共団体が行う公共調達において**労務費を含めた価格転嫁を促進**
- 地域の中小企業の**賃上げ原資を確保**
- 国として、**実質的な賃上げにつながる価格転嫁分を支援**



### ○全国に価格転嫁の動きを波及

- **地域の中小企業における賃上げの機運を醸成**
- **賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済の実現**

## 重点支援地方交付金の活用方法

### ○対象とする事業

- ・地方公共団体が行う**行政サービス、公共施設の整備等の公共調達**

### ○対象とする費用

- ・物価高騰への対応を目的とした、**労務費を含めた調達価格の価格転嫁分（実質的な賃上げにつながるもの）**

### ○具体的な取組みのイメージ

- ・公共調達の**入札・再入札や、契約変更**において、当初の予算で想定していなかった**労務費等の実勢価格の上昇を踏まえた価格分を上乗せ**
- ・価格転嫁分が**実質的な賃上げにつながるもの**として確認できる書類の提出を求める

### 活用にあたっての留意点

※官公需法や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針～取引適正化・価格転嫁促進に向けて～」（令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会）等を踏まえ、適切な価格の設定や価格転嫁となるよう留意願います。

※事業終了後に地方公共団体において効果検証を実施するとともに、国としても効果検証を実施することに留意願います。

# 物価高・官公需の価格転嫁への対応

- 物価高の中で、ごみ収集や学校給食などサービス・施設管理の委託料、道路や河川等の維持補修費、改修等に係る投資的経費など、様々な分野における地方団体のコスト増にきめ細かに対応するため、5,850億円を増額計上
- 物価高が継続する中、物価上昇を上回る賃上げの実現のため、地方団体の官公需における適切な価格転嫁の取組の推進が求められていることを踏まえ、地方団体における価格転嫁の取組状況を普通交付税の算定に反映

## 1. 物価高への対応

- ごみ収集、学校給食などのサービス、庁舎や教育施設等の施設管理の委託料：800億円  
※ 普通交付税の単位費用措置を平均5%程度引上げ
- 道路や河川等の点検・補修に係る維持補修費：750億円
- 道路や施設の改修等に係る投資的経費(単独)：3,000億円
- 民間事業者への補助や消耗品費・備品等：800億円
- 公営企業における物価高への影響：500億円

## 2. 価格転嫁の取組の普通交付税算定への反映

- 普通交付税の算定費目「地域の元気創造事業費」において、新たに「価格転嫁分」(1,000億円程度)を創設し、価格転嫁に積極的に取り組む地方団体の財政需要を、以下のような指標を用いて反映

### 【算定に用いる指標(案)】

- ・低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入率
- ・スライド条項等の導入率(※)
- ・民間委託契約額・指定管理料の増加率(※)      ※本庁舎の清掃・夜間警備や一般ごみ収集などの業務を想定

(参考)「地域の元気創造事業費」の「行革努力分」のうち、ラスパイレス指数及び経常的経費削減率を用いた算定を廃止